法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-04-05

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定 過程における仮釈放制度について(二)

TANOUCHI, Sayaka / 田内, 清香

```
(出版者 / Publisher)
法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
Review of law and political sciences / 法学志林
(巻 / Volume)
120
(号 / Number)
4
(開始ページ / Start Page)
61
(終了ページ / End Page)
115
(発行年 / Year)
2023-03-22
(URL)
https://doi.org/10.15002/00030827
```

明治前期における早期釈放制度と

旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)

内 清 香

田

第三章 第二節 第一 第一項 節 本稿の目的と問題意識 次 ○年の確定稿まで― 減刑及び「放免」(以上、第一一八巻第四号) 項 項 明治七年から明治一三年の旧刑法の公布までの 明治五年監獄則における早期釈放制度 旧刑法の草案起草過程における仮出獄―明治一 旧刑法の草案起草過程の概要 仮出獄が規定されている旧刑法の草案 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定され 旧刑法の各草案における仮出獄の規定の分 旧刑法が公布されるまでの経緯 第四章 刑法草案審査局における旧刑法の草案と旧刑法 第一節 第三節 第三項 第一項 第三項 第二項 第二項 の公布 刑法草案審査局における旧刑法の草案 本章の小括 鶴田晧との議論 ている草案 ていない草案 査修正案 刑法草案審査局二回·三回刑法草案 ボアソナードによる講義及び注解書並びに 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定され 刑法草案審査局四・五回刑法草案と刑法審 刑法草案審査局 一回刑法草案稿本

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

六

第四項 小 括

第二節 刑法審査修正案及び旧刑法の註解

第一項 理念・目的

形式的要件

第四項 第三項 流刑

停止

第五項 「徒刑」に処せされた「囚徒」の仮出獄

「治産ノ禁」の免除及び特別監視

第六項

旧刑法の草案起草過程からみた旧刑法におけ

る仮出獄の基本的思想の検討

第四節 小 括

第五章 総括と課題

第一節 「放免」制度及び旧刑法の制定過程における

仮出獄の制度のまとめ

第一項 「放免」制度、旧刑法の草案起草過程及び

旧刑法における仮出獄の制度から得られた知

第二項

現在の仮釈放の制度への示唆

第二節 残された課題

結びに代えて(以上、本号)

第三章 旧刑法の草案起草過程における仮出獄 -明治一○年の確定稿まで―

施設内の行状の評価が中心であったとされ、「報償主義」からくるものとの評価がなされており、受刑者の改善更生 仮出獄の制度についてはドイツ諸国等から取り入れたものとされている。そして、その実質的要件については、(1) に関する点を評価していないものと理解されているといえる。 第二章で述べた通り、旧刑法が如何にして制定されたのかについて確認することとしたい。現在、旧刑法における 刑事

しかし、第二章においてみたように、明治七(一八七四)年以降に伺指令により運用された明治五(一八七二)年

制定の 響が及ぼされると思われ、 ける仮出獄の制度がドイツ諸国等から取り入れたもの及び実質的要件が「報償主義」からくるものとの理解 る点を評価する伺指令を意識しながら、その制度設計がなされていたと考えるのが自然である。 されいたと同時期に、 悔悟」 なお検討を要するように思われる。これらの点を踏まえると、旧刑法における仮出獄の制度に対する理解にも影 や「悛改」といった改善更生に関する点を評価していた。また、この「放免」及び減刑が伺指令により運用(③) 「監獄則」(明治五年太政官布告第三七八号、以下、「明治五年監獄則」という)における「放免」及び減刑は、 旧刑法の草案が起草されており、 旧刑法の起草過程における草案の内容及びその議論に焦点を当てて、 仮出獄の規定を起草する際には、このような改善更生に関す ゆえに、 旧刑法の仮出獄 旧 について 刑法にお の制

アソナードの影響が強い明治一〇(一八七七)年の旧刑法の草案の確定稿が作成されるまでを確認する。 目的に基づき、如何なる制度であるのかを明らかにすることとしたい。 そこで、本章及び次章では、 旧刑法の起草過程における草案の内容及びその議論に焦点を当てて、 まず、本章では、 旧刑法の草案を起草したボ 如何なる理念

度について、再度、

見直すことが必要である。

程及び旧刑法における仮出獄の制度の実質について検討を加えることとしたい。 度であるのかを明らかにする。そして、第三章及び第四章で獲得された知見を踏まえたうえで、旧刑法の草案起草過 刑法草案審査局における草案並びに刑法審査修正案及び旧刑法の註解等から、その仮出獄の制度が如何なる制 第四章においては、 刑法草案審査局が提出された確定稿に対して、 修正を加えた過程を確認する。

課題について示すこととしたい。 本稿の成果として「放免」制度及び旧刑法の制定過程における仮出獄の制度のまとめを行い、

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

第一節 旧刑法の草案起草過程の概要

旧刑法が公布されるまでの経緯

案」を作成した。この初案は元老院の議定に付せられたが、審議を経ずに返還された。これを受けて、⑦ボアソナー 明治九(一八七六)年に司法省が、⑦総則部分のみからなり、日本人の編纂委員により編纂された「日本帝国刑法初 二)年から一〇(一八七七)年において、一時的な中断を挟みながらも、フランス刑法等を範としながら進められ、(4) ドが原案を起草して日本人の編纂委員と合議する体制の下で草案が作成され、明治一○年一一月に「日本刑法草案」 (確定稿)が太政官に上程された。そして、⑰関係機関の意見を調整するための刑法草案審査局は、提出された草案 まず、旧刑法の編纂作業から公布までの一連の大まかな経緯を確認する。旧刑法の編纂作業は、明治五(一八七

を審査修正し、明治一二(一八七九)年六月に「刑法審査修正案」を上進して、国翌一三(一八八〇)年三月から元

老院が同案を審議修正し、そして、同年七月に旧刑法が公布された。

正が加えられている。また、この⑦については、仮出獄が規定されている九つの草案を確認することができた。そこ 出獄に関する規定に対しては修正されることなく委員全員が賛成している。他方で①⑰の草案においては、(ロ) で、本章では、①に該当する草案の変遷を辿り、概観することとしたい。⑰の草案については、次章で検討すること このような経緯のうち、⑦の草案には仮出獄に関連する規定はみられない。また、①の草案の審議においては、仮(タ)

第二項 旧刑法の各草案における仮出獄の規定の分類

対象、 観することとしたい。 アソナードと日本人の編纂委員と合議する体制の下で、起草された旧刑法の各草案における仮出獄の規定は、そ 形式的要件(法定期間)、実質的要件、仮出獄に伴う監視(以下、「特別監視」という)及び停止等について概(ミヒ) 実質的要件及び停止 (現行法の仮釈放の取消しに相当する)に差異がみられる。そこで、各草案の仮出獄の

化されていなかったとともに、各草案に作成日の記載がないものがあり、 この概観にあたり、時系列に沿って各草案を概観することが望ましいが、旧刑法第一編の編纂時に編纂方式が定式 しかし、各草案における仮出獄の規定の文言には類似性又は共通性がみられる。 時系列に沿って各草案を確認することが難

要件として『能ク獄則ヲ』守ることと規定する草案」に分類した。以下では、このような分類に従って、 案起草過程の早い段階で作成されたと考えられる草案(「日本刑法草案」(確定稿) 案」に分類した。さらに、分類した草案を仮出獄の「実質的要件として『行状正シク』と規定する草案」と「実質的 |無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されていない草案」と「無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されている草 そこで、各草案における仮出獄の規定の文言の類似性又は共通性に従って、各草案を分類することとしたい。 の仮出獄の規定の文言と類似性又 旧刑法の草

第二節 仮出獄が規定されている旧刑法の草案

は共通性が少ない草案)から順に概観することとしたい(後記【表一】参照)。

無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されてい W 草案

実質的要件として「能ク獄則ヲ」守ることと規定する草案 明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

通りである。 ヲ」守ることと規定する草案のうち、「日本刑法草按 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されていない草案であるとともに、仮出獄の実質的要件として「能ク獄則 第一稿」を取り上げて、仮出獄の規定を概観すると、つぎの

スルノ後第二十三条ノ規則ニ照シ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得 第六十七条 拘留ヲ除クノ外実決ノ刑ニ処セラレタル犯人能ク獄則ヲ守リ悛改ノ状アル者ハ其刑期四分ノ三ヲ経過

仮出獄ヲ許サレタル者ハ本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

ヲ許スコトヲ得ス」 若シ期限内更ニ実決ニ該ル重罪軽罪ヲ犯シタル時ハ直ニ出獄ノ効ヲ失ヒ之ヲ本刑ニ服シ並ニ後犯ノ罪ヲ科シ再ヒ出獄

対象は徒刑、流刑、懲役、禁獄及び禁錮の刑に処せられた者である。(16) 仮出獄の実質的要件として「能ク獄則ヲ」守ること、「悛改ノ状」があることが規定されている。 この規定によれば、「拘留ヲ除クノ外実決ノ刑ニ処セラレタル犯人」を仮出獄の対象としている。 すなわち、 形式的要件 その 往

定期間)については、「其刑期四分ノ三」の経過としている。 そして、仮出獄者は、残刑期間満了まで特別監視に付される。この「特別監視」とは、「犯人」を政府により定め

ることができる処分である。 られた土地に帰住させて、その生計の手段を指示したうえで、品行が正しくない場合には速やかに「犯人」を逮捕す

また、仮出獄中に「実決ニ該ル重罪軽罪」を犯したときとは、禁錮以上の刑を犯したときを指す。このような場合(8)

には、 においては、 再収容されるとともに、その罪について刑に処されることが規定されている。さらに、再収容後の刑の執行中 仮出獄の処分をすることができないとされている。

二 実質的要件として「行状正シク」と規定する草案

ク」と規定する草案のうち、「日本帝国刑法草案」を取り上げて、仮出獄の規定を概観すると、つぎの通りである。^(E) 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されていない草案であるとともに、仮出獄の実質的要件として「行状正シ

表スルトキハ第二十三条ニ従ヒ卿ノ決定ニヨリ仮出獄ヲ許スコト 拘留ヲ除クノ外実決ノ刑ニ処セラレタル者其刑期ノ四分三ヲ経過シ而シテ行状正シク悔悟改心ノ証ヲ - ヲ得

仮出獄ヲ許サレタル者ハ定則ニ従ヒ特別ニ本刑ノ期限ヲ経過スルニ至ルマテ警察監視ニ付ス

若シ其期限中更ニ禁錮ニ処セラレルヘキ重罪又ハ軽罪ヲ犯シタルトキハ直ニ仮出獄ノ便益ヲ失ヒ而シテ再ヒ其犯人ニ 仮出獄ヲ許スコトヲ得ス各刑ヲ皆全ク受ケサル可カラス」

仮出獄の対象及び形式的要件(法定期間)は先の一の草案と共通している。実質的要件として「行状正シク」及び

悔悟改心ノ証ヲ表スル」ことが規定されており、この点が先の一の草案と相違している。

後の 仮出獄の停止については、その事由、再収容、犯した罪について刑に処されることが規定されている点及び再収容 刑の執行中には仮出獄の処分をすることができない点が共通している。しかし、「各刑ヲ皆全ク受ケサル可カラ

ス と規定されており、 明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内) 釈放中の日数は刑期に算入しないことが規定されている。

六七

界二項(無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されている草案

一 実質的要件として「行状正シク」と規定する草案

る草案のうち、「校正刑法草案原稿(完」を取り上げて、仮出獄の規定を概観すると、つぎの通りである。(②) 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されている草案であるとともに、実質的要件として「行状正シク」と規定す

仮出獄ヲ許サレタル者ハ執行規則ニ従ヒ本刑ノ期限ヲ経過スルニ至ル迄特別ニ設ケタル監視ニ附ス 第六十四条 第六十二条 刑ノ執行規則ニ従ヒ行政上ノ決定ヲ以テ仮出獄ヲ許スコトヲ得 無期ノ刑ニ処セラレタル者二十年ヲ経過スレハ前条ノ例ニ照シ仮リニ出獄ヲ許スコトヲ得 仮出獄中犯人更ラニ禁錮 重罪軽罪ヲ犯シ有期実決ノ刑ニ処セラレタル者刑期四分ノ三ヲ経過シ且行状正シク悛改ノ状アルトキ ノ刑ニ処セラル可キ重罪又ハ軽罪ヲ犯シタルトキハ直チニ仮出獄 ノ便益ヲ失ヒ

象は、 この規定によれば、 先に述べた徒刑、 仮出獄の対象は 流刑、 懲役、「禁獄ノ刑」及び禁錮の刑に処せられた者である。 「重罪軽罪ヲ犯シ有期実決ノ刑ニ処セラレタル者」である。 この対象は第一項の一・二 すなわち、 その対

前犯後犯ノ刑期中再ヒ仮出獄ヲ許サス各刑ヲ全ク受ケシムヘシ」

が規定されている。実質的要件については、第一項の一の「悛改ノ状」があることと、第一項の二の「行状正シク」 形式的要件 (法定期間)は 「刑期四分ノ三」の経過と、実質的要件は「行状正シク」及び「悛改ノ状」があること の対象と共通している。

が取り入れられている。また、本草案では、無期刑の形式的要件(法定期間)を「二十年」の経過としており、 無期

刑の仮出獄が採り入れられたことが認められる。

の草案と共通している。また、釈放中の日数を刑期に算入しないことが、第一項の二の草案と共通している。 仮出獄の停止については、その事由を禁錮以上の「重罪又ハ軽罪」を犯したときと規定しており、第一項の一・二

一 実質的要件として「能ク獄則ヲ」守ることと規定する草案

ぎの通りである。 守ることと規定する草案のうち、「確定日本刑法草案 法草案 無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されている草案であるとともに、仮出獄の実質的要件として「能ク獄則ヲ」 完」(確定稿)は刑法編纂委員会から司法卿に提出された草案である。この草案における仮出獄の規定はつ 完」(確定稿)を取り上げることとしたい。この「確定日本刑

第六十五条 重罪軽罪ヲ犯シ実決ノ刑ニ処セラレタル者獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ経過スル

/後獄則ニ従ヒ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得

仮出獄ヲ許サレタル者ハ本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

第六十七条 無期 仮出獄中更ニ実決ノ刑ニ該ル重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ノ効ヲ失ヒ前犯後犯ノ刑期間再ヒ出獄 ノ刑ニ処セラレタル者ハ其情状ニ因リ二十年ヲ経過スル ノ後前条 ノ例ニ照シ仮出獄ヲ許スコト - ヲ得

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

六九

/ 長央/ 削二瓜/マランタル音』 こうごいる。 けなのら、この対象は、

者である。 この規定では、 これは、 有期徒刑、 仮出獄の対象を「重罪軽罪ヲ犯シ実決ノ刑ニ処セラレタル者」としている。 旧刑法の起草過程における刑の種類の細分化に従って変更されたものであり、 無期流刑、 有期流刑、 重懲役、 軽懲役、 重禁獄、 軽禁獄、 重禁錮及び軽禁錮の刑に処せられた すなわち、 本草案の仮出 その対象は

対象は、 実質的要件については「獄則ヲ謹守」すること、「悛改ノ状」があることが要求されている。 第一項の一・二及び第二項の一の対象と実質的には共通している。

また、本草案の無期刑の仮出獄の形式的要件(法定期間)は「其情状ニ因リ」との文言が加えられたものの、「二十 (法定期間) については「其刑期四分ノ三」の経過と規定されており、これらの要件は第一項の一と共通している。 有期刑の形式的要件

年」の経過と規定されており、

第二項の一と共通している。

を指しており、本草案の停止の事由は第一項の一・二及び第二項の一の草案と実質的には共通している。(※) 放中の日数を刑期に算入するか否かについては、 仮出獄の停止の事由である「実決ノ刑ニ該ル重罪軽罪ヲ犯シタ」ときとは、 規定されていない。 仮出獄中に禁錮以上の刑を犯したとき

ボアソナード による講義及び注解書並びに鶴田 皓との議論

者の意図を確認することが必要である。 ドと日本人の編纂委員等との間で議論が交わされて、その内容を反映させた草案が起草されている。それゆえ、 以上の旧刑法の草案の起草過程では、 ボアソナードに原案の起草を依頼した後に、 この確認にあたり、『刑法草案講義筆記』、『日本刑法草案会議筆記』 その原案について、ボアソナー

刑法草按注解』を適宜参照することとしたい。

まず、『刑法草案講義筆記』は、このような旧刑法の草案が起草されている最中、明治九(一八七六)年七月から

【表一】各旧刑法草案における仮出獄の要件等

各草案	【衣一】合口刑法早条にわりる仮田紙の安計寺						
が規定されていない草案 実質的要件として「能ク獄則ヲ」 守ることと規定する草案 (「日本刑法草按第一稿」) 対象・各要件等 対象 特別 (日本刑法草按第一稿」) を表達案 (「日本帝国刑法 (「日本刑法草按第一稿」) 対象・各要件等 対象 特別 (日本の) 大変、 (日本の) 対象・各要件等 対象 特別 (日本の) 大変、 (日本の) 大変、 (日本の) 大変、 (日本の) 大変、 (日本の) 大変、 (日本帝国刑法 (日本帝国)) 大変、 (日本帝国刑法 (日本帝国)) 大変、 (日本帝国刑法 (日本帝国)) 大変、 (日本帝国刑法 (日本帝国)) 大変、 (日本帝国刑法 (日本帝国) 「(大正)ク (特別、 (日本帝国) (日本帝により (日本帝国) (日本帝国		無期刑の受刑者	無期刑の受刑者	無期刑の受刑者	無期刑の受刑者		
ない草案 実質的要件として「能ク練則ヲ」 守ることと規定する草案 (「日本刑法草接 第一稿」) 「の出獄の 対象・各要件等 対象 「和田田のカノター 実決ノ刑ニ処セラレタル者 ラレタル犯人 形式的要件 (法定期間) 下がは正シクー を改え、大変である草案 (「経正刑法草案 第一稿」) 「おいるでは、	各草案	に対する仮出獄	に対する仮出獄	に対する仮出獄	に対する仮出獄		
実質的要件として「能ク線則ヲ」 「守ることと規定する草案 (「日本刑法草按 草案」) と規定する草案 (「校正刑法草案 原稿 完」 を規定する草案 (「極定日本 草案 完」 稿)) が象・各要件等 対象 拘留ヲ除クノ外 実決ノ刑ニ処セ ラレタル者 見とりのル者 見いりの を表しりのれる ととのの を表しまれる。 第一稿」) お留ヲ除クノ外 実決ノ刑ニ処セ ラレタル者 見いりの を表しりのれる 見いの を表しまれる。 第一稿」) お留ヲ除クノ外 実決ノ刑ニ処セ ラレタル者 見いりの を表しまれる。 第一篇」) を表しまれる。 第一章 完計 を表しまれる。 第一章 完成力 表しまれる。 第一章 完成力	-	が規定されてい	が規定されてい	が規定されてい	が規定されてい		
で「能ク練則ヲ」 で「たが正シク」 でることと規定 する草案 (「日本刑法草按 第一稿」) 対象・各要件等 対象		ない草案	ない草案	る草案	る草案		
守ることと規定 する草案 (「日本帝国刑法 (「日本刑法草案 「日本刑法草接 草案」)		実質的要件とし	実質的要件とし	実質的要件とし	実質的要件とし		
する草案 (「日本帝国刑法 「校正刑法草案 する草案 (「確定日本 草案」) 「 校正刑法草案 京稿 完」 「 校正刑法草案 京 章案 完」 稿		て「能ク獄則ヲ」	て「行状正シク」	て「行状正シク」	て「能ク獄則ヲ」		
(「日本刑法草接 第一稿」) 「確定日本草案 完」 (「確定日本草案 完」 稿)) が象・各要件等		守ることと規定	と規定する草案	と規定する草案	守ることと規定		
第一稿」		する草案	(「日本帝国刑法	(「校正刑法草案	する草案		
「仮出獄の 対象・各要件等		(「日本刑法草按	草案」)	原稿 完」	(「確定日本刑法		
対象・各要件等 対象	\	第一稿」)			草案 完」(確定		
対象	出獄の				稿))		
実決ノ刑ニ処セ ラレタル名 大田 フレタル名 大田 フレタル名 東刑期四分ノ三 東経過シ 行状正シク 検改ノ状アル者 検改ノ状アルト 大正シク 検改ノ状アルト 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	象・各要件等						
フレタル犯人 フレタル者 フロタル者 フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル者 フロタル者 フロタル者 フロタル者 フロタル フロタルを フロタルを フロタルを フロタル フロタール フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタール フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタル フロタール フロタル フ	対象	拘留ヲ除クノ外	拘留ヲ除クノ外	重罪軽罪ヲ犯シ	重罪軽罪ヲ犯シ		
形式的要件		実決ノ刑ニ処セ	実決ノ刑ニ処セ	有期実決ノ刑ニ	実決ノ刑ニ処セ		
(法定期間)		ラレタル犯人	ラレタル者	処セラレタル者	ラレタル者		
実質的要件 能ク獄則ヲ守リ 悛改ノ状アル者 行状正シク 悔悟改心ノ証ヲ 表スルトキ 行状正シク 悛改ノ状アルト キ 縁則ヲ謹守 悛改ノ状アルト キ 無期刑の形式的 要件(法定期間) 一 二十年ヲ経過 二十年ヲ経過 特別監視 本刑期限内特別 二定メタル監視 二付ス 本刑期限ヲ経 限ヲ経過スルニ 至ルマテ警察監 視ニ付ス 本刑期限ヲ経 過スルニ至ル迄 時別ニ設ケタル 協混・附ス 本刑期限ト 二定メタル を加・フを 類別に設ケタル 監視ニ附ス 二十年ヲ経過 停止の事由 期限内更ニ実決 ニ該ル重罪軽罪 ヲ犯シタル時 其期限中更ニ禁 鋼ニ処セラレル ニ処セラル可キ 素別シタルトキ 更ニ実決ノ 該ル重罪軽 罪ヲ犯シタルトキ 停止の効果 直ニ出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直チニ田獄ノ	形式的要件	其刑期四分ノ三	其刑期ノ四分三	刑期四分ノ三ヲ	其刑期四分ノ三		
懐改ノ状アル者 悔悟改心ノ証ヲ 表スルトキ 懐改ノ状アルト キ 懷改ノ状アルト 校改ノ状アルト キ 校改ノ状アルト 校改ノ状アルト キ 校改ノ状アルト 校改ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト や成ノ状アルト キ 校改ノ状アルト を放力状況 本刑期限内 を利用限力 ニにメタル 特別ニ設ケタル 特別ニ設ケタル 特別ニ設ケタル 特別ニ設ケタル を記視ニ附ス を記視ニ附ス を記視エーラント ・ ことの表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	(法定期間)	ヲ経過スルノ後	ヲ経過シ	経過シ	ヲ経過		
表スルトキ キ	実質的要件	能ク獄則ヲ守リ	行状正シク	行状正シク	獄則ヲ謹守シ		
無期刑の形式的 要件 (法定期間)		悛改ノ状アル者	悔悟改心ノ証ヲ	悛改ノ状アルト	悛改ノ状アル時		
要件(法定期間) ルノ後 特別監視 本刑期限内特別 ニ定メタル監視 ニ行ス 特別ニ本刑ノ期 限ヲ経過スルニ 至ルマテ警察監 視ニ付ス 本刑期限内 過スルニ至ル迄 特別ニ設ケタル 特別ニ設ケタル に避視ニ附ス ニ定メタル に対え 停止の事由 期限内更ニ実決 コ設ル重罪軽罪 ヲ犯シタル時 其期限中更ニ禁 鋼ニ処セラレル ニ処セラル可キ 素別シタルト 事ヲ犯シタルト キ 更ニ禁錮ノ刑 該ル重罪軽 罪ヲ犯シタルト キ 更ニ禁錮ノ刑 該ル重罪軽 犯シタルト を 理ラストを 犯シタルトキ 停止の効果 直ニ出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直チニ因出獄ノ			表スルトキ	牛			
特別監視 本刑期限内特別 特別ニ本刑ノ期 本刑ノ期限ヲ経 本刑期限内 は 限ヲ経過スルニ	期刑の形式的	_	_	二十年ヲ経過	二十年ヲ経過ス		
二定メタル監視 二付ス 限ヲ経過スルニ 至ルマテ警察監 視ニ付ス 過スルニ至ル迄 特別ニ設ケタル 監視ニ附ス 二定メタル に付え 停止の事由 期限内更ニ実決 コ設ル重罪軽罪 明犯シタル時 其期限中更ニ禁 銅ニ処セラレル スキ重罪又ハ軽 事別シタルト を 罪ヲ犯シタルト キ 更ラニ禁錮ノ刑 該ル重罪軽 重罪又ハ軽罪ヲ 犯シタル者 罪ヲ犯シタルトキ 更ニ実決ノ 認ル重罪軽 和シタルトキ 停止の効果 直ニ出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直手ニ出獄	件(法定期間)				ルノ後		
エー	特別監視	本刑期限内特別	特別ニ本刑ノ期	本刑ノ期限ヲ経	本刑期限内特別		
視二付ス 監視二附ス		二定メタル監視	限ヲ経過スルニ	過スルニ至ル迄	ニ定メタル監視		
停止の事由 期限内更二実決 其期限中更二禁 更ラニ禁錮ノ刑		ニ付ス	至ルマテ警察監	特別ニ設ケタル	ニ付ス		
二該ル重罪軽罪 ヲ犯シタル時 鋼ニ処セラレル ヘキ重罪又ハ軽 罪ヲ犯シタルト キ 二処セラル可キ 重罪又ハ軽罪ヲ 犯シタル者 該ル重罪軽 犯シタル者 停止の効果 直ニ出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直チニ出獄ノ			視ニ付ス	監視ニ附ス			
フ犯シタル時	停止の事由	期限内更ニ実決	其期限中更ニ禁	更ラニ禁錮ノ刑	更ニ実決ノ刑ニ		
罪ヲ犯シタルト キ 停止の効果 直ニ出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直チニ出獄		ニ該ル重罪軽罪	錮ニ処セラレル	二処セラル可キ	該ル重罪軽罪ヲ		
き		ヲ犯シタル時	ヘキ重罪又ハ軽	重罪又ハ軽罪ヲ	犯シタル者		
停止の効果 直二出獄ノ効ヲ 直ニ仮出獄ノ便 直チニ仮出獄ノ 直チニ出獄			罪ヲ犯シタルト	犯シタルトキ			
			+				
失ヒ之ヲ本刑ニ 益ヲ失ヒ 便益ヲ失ヒ ヲ失ヒ			直ニ仮出獄ノ便	直チニ仮出獄ノ	直チニ出獄ノ効		
		失ヒ之ヲ本刑ニ	益ヲ失ヒ	便益ヲ失ヒ	ヲ失ヒ		
服シ 再ヒ其犯人ニハ 前犯後犯ノ刑期 前犯後犯ノ		服シ	再ヒ其犯人ニハ	前犯後犯ノ刑期	前犯後犯ノ刑期		
後犯ノ罪ヲ科シ 仮出獄ヲ許スコ 中再ヒ仮出獄ヲ 間再ヒ出獄		後犯ノ罪ヲ科シ	仮出獄ヲ許スコ	中再ヒ仮出獄ヲ	間再ヒ出獄ヲ許		
再と出獄ヲ許ス トヲ得ス 許サス サス		再ヒ出獄ヲ許ス	トヲ得ス	許サス	サス		
コトヲ得ス 各刑ヲ皆全ク受 各刑ヲ全ク受ケ		コトヲ得ス	各刑ヲ皆全ク受	各刑ヲ全ク受ケ			
			ケサル可カラス	シムヘシ			

としての元老院刑法草案講義が再開されており、そこでは、元老院議官及び少数の法制局官員に対してボアソナード(※) 元老院において「司法省上呈の草案を後日、太政官に於ける審査及び元老院での審議を経ることを睨ん」だ準備講習

案」(確定稿)の逐条の注解書である。 鶴田晧との議論をまとめたものである。さらに、『刑法草按注解』は、ボアソナードにより作成された「日本刑法草 年一一月に司法省が「日本刑法草案」(確定稿)を太政官に上呈するまでの間に行われたボアソナードと編纂委員の が講議を行っており、その講議を記録したものである。つぎに、『日本刑法草案会議筆記』は、明治一○(一八七七)

そこで、これらのボアソナードによる講義及び注解書並びに鶴田との間の議論を参照することにより、ボアソナー(3)

ドの考え方を把握するとともに、明治一○年までの起草過程における仮出獄の制度の詳細を探ることとしたい。 ボアソナードは、仮出獄の制度はフランスの刑法には規定されておらず、ドイツ諸国から採用したものであると述 理念・目的

励まして、獄内のみならず獄外において善行に向かわせることにあると説いている。(※) べたうえで、この仮出獄は身持ち(品行)が良い者に許す「恩典」であり、その理念・目的については、「罪人」を(ヨ)

その仕組みについては、つぎの通り述べている。すなわち、獄内においては、刑期中の「罪人」の行状により、仮

察官の監視下で生活を営ませることにより、仏国その他諸国のように、獄中の生活から世の中に移らせることに対す に出獄することを許可することが「罪人」を励まして悔悟に導く最も優れた方法である。また、獄外においては、警 る心配をなくすものであると述べている。

無期刑の受刑者に対する仮出獄については、当初、ボアソナードは、仮出獄は人身の自由を剥奪する有期刑を対象

とすべきであり、無期刑については対象とすべきではないと唱えていたが、草案を起草する過程でその考えを改めて(39) いる。すなわち、ボアソナードは、鶴田との議論において(草案)第一稿では設けなかった無期刑の仮出獄について、

法の草案に規定されることとなった。(4) 獄則を守らせて行状を改めさせることが期待できるのであれば設けることとしたいと提案し、無期刑の仮出獄が旧刑

を与えることにより、「世」への望みを持たせることにあり、この「仁慈」がその行状を改めさせる賢良な方法であ この無期刑の仮出獄の理念・目的については、無期刑は死刑を除いた「厳酷ノ刑」であり、 仮出獄という「恩典」

二 裁量による釈放

るとしている。 (41)

おり、仮出獄を「犯人」の権利とした場合、(4) は適切ではないとの立場を示した。そして、ボアソナードも鶴田の意見に賛成し、仮出獄は行政上の処分とし、裁量 的に行うべきかについて議論がなされた。その際、鶴田が「権利ヲ以テ出獄セシム故其時ハ刑ナキニ近シ」と述べて 仮出獄を「犯人」の権利とするのか(必要的仮釈放制度とするのか)、それとも仮出獄は行政上の処分として裁量 仮出獄が刑の免除に近い制度となり、 鶴田はこのような制度とすること

三 形式的要件(法定期間

的に行うこととされた。

了することが要求されるためであると述べている。そして、形式的要件(法定期間)として、刑の二分の一又は三分 ボアソナードは、形式的要件(法定期間) の趣旨について、受刑者の行状の視察には、一定の期間の刑の執行が終

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

おそれない又は意識しなくなる可能性があるとし、これを厳格にすべきであると説いており、刑罰の威嚇力の見地か (法定期間)を規定すべきであると唱えている。

の一の経過を条件とする説があることに言及したうえで、これを寛大にしすぎた場合、「犯人」は敢えて「規則」を

鶴田が した。それでも、鶴田は、 期ハ半ト為サントス」と主張したが、ボアソナードが「長期短期ヲ分タス四分ノ三ト為スヘシ」と厳格な要件を提案 このような厳格な形式的要件(法定期間)を採用するか否かについては、鶴田と意見が対立している。すなわち、 「刑期ノ半」としたのに対し、ボアソナードは「三分ノ二」と主張した。さらに、鶴田は「短期ハ三分ノ二長(船) 刑期の「三分ノ二」とすることは、一八七一年ドイッ帝国刑法典の四分の三よりも短い要

とが相当であると説いている。このような意見に対して、ボアソナードは、ドイツ帝国刑法典が「一年ニ及ヒ云々」(48) 件ではあるが、同法では「少ナクトモ已ニ一年ニ及ヒ云々」と規定しており、これは、長期刑の受刑者の と規定しているのは、 刑期の比率が短期刑の受刑者よりも低くなることを意味しており、日本においては刑期の「三分ノ二」とするこ 一年以下についてはどの程度にするべきかが明らかではなく、権衡を保つことができず適当で

このような反論に対して鶴田は、 刑期の比率を低くする方が人情に適うと述べた。これに対してもボアソナードは、イタリアの刑法第五七条が 短期刑の受刑者については「四分ノ三」とし、長期刑の受刑者については

はないからであると反論している。

ができ、「四分ノ三」とすることが相当であるとの説明を加えている。 た、イタリア刑法は仮出獄を許した後に、「懲治場」に受刑者を置くこととしているが、日本では直接帰住すること 「三分ノ二」と規定している点に言及しながら、重罪軽罪を区別することなく、一律にすべきであると主張した。ま

鶴田は、日本刑法における仮出獄を許す処分は裁量的なものであり、短期刑の受刑者よりも長期刑の受

刑者にこの「寛典」を与えるためには「三分!」とするべきであるとし、その理由として、そもそも仮出獄を許す 監獄内の行状の善悪を判断したうえになされるのであれば、「三分ノ二」とすることは不相当であるとまで

ことであり、そのようにすることは自ずから人情に適うものになると述べたが、ボアソナードが、長期刑は罪が重く、 短期刑は罪が軽いのであれば、長期短期に拘らずに「四分ノ三」とすべきであると主張して、最終的には仮出獄の要 はいえず、長期刑の受刑者の(執行する)刑期の比率を短期刑の受刑者よりも低くすることは各国でも行われている

兀 無期刑の形式的要件(法定期間

「四分ノ三」とされた。

た場合には有期刑の上限との権衡を保つことができるためであると述べている。(58) であり、 無期刑の形式的要件(法定期間)については、ボアソナードが有期刑の上限(「二〇年」)の「四分ノ三」は一五年 これよりも長い「二○年」とするのが適当であるとの見解を示し、その理由として、これを「二○年」とし

 $\overline{\mathcal{H}}$ 停止

の飲酒など)では罰してはならないとも唱えている。それに対して、鶴田は、再び罪を犯した以上、通常の「悛改」 した者と同視することは不公平であると主張したものの、ボアソナードは罰金(゚゚タ゚) している。さらに、再び行状が悪く、罪を犯したときは、確証をもって処罰すべきであるが、ただの素行不良(55) ボアソナードは、 停止の事由について、当初から仮出獄中に禁錮以上の刑に該当する罪を犯したときとの立場を示 (過度

火等にすぎず、過失により行った罪と、故意をもって行った罪とを同等に扱うことは酷であるとの根拠を述べて、ボ

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

(軽罪)に該当する罪は過失殺傷や失

七六

アソナー ドの提案が一旦採用されている。そして、その具体的な事由については、仮出獄者が重罪を犯したときとし

法学志林

第一二〇巻

の処分を受けることができず、前刑の残刑及び「後犯」の刑が執行されることとした。(※) また、停止の効果については、その受刑者は再収容されて自由を失うのみならず、再収容後においては再び仮出獄

いる。 この ボアソナードは、「特別監視」は最も厳格な監視であり、仮出獄者を一定の場所に留まらせるものであると説いて 「特別監視」は、仮出獄中に仮出獄者に付すこと及び別規則に設けることとし、刑の執行が終了したら、

仮出獄者を「通常ノ監視」に付すとしている。

特別監視

ものであるとしている。 るため、警察官吏に「犯人」の行状を監視させるものであり、身体を拘束するものではなく、移動の自由を制限する(ぽ) この「通常ノ監視」(以下、「付加刑の監視」という)は付加刑であり、主刑が終了した後に、将来の犯罪を予防す(66)

両者の違いについては、「特別監視」が「犯人」を定めた土地に帰住させるのに対し、「付加刑の監視」はある土地

に留まる(行くこと)ことを禁ずるものであるとの説明がなされている。((8)

流刑の者に対する仮出獄

ても仮出獄を許可されたような十分な利益を得ることができないことに言及したうえで、刑法上に「流刑ハ仮出獄ヲ 流刑の仮出獄について、鶴田は徒刑の受刑者は仮出獄になれば自由に居住することができるが、流刑は幽閉を免れ(で)

許シテ内地へ帰住スルコトヲ得ル」と規定することを提案した。しかし、ボアソナードは、本人の「情願」が島地で許シテ内地へ帰住スルコトヲ得ル」と規定することを提案した。しかし、ボアソナードは、本人の「情願」が島地で ヲ許スコトを得ル」とし、この詳細については別規則に定めるのが適切であるとの見解を示して、この案が採用され(?) の自由な居住であるのか、 それとも内地への帰住であるのかについては、予想することができず、 本条では

本章の小括

ぐ等の刑の弊害の回避の側面が認められ、社会復帰への意欲を維持させるための温情的な措置であるといえる。 あることが確認できた。また、無期刑については、仮出獄という期待により、その受刑者が自暴自棄になることを防 社会内処遇との連携により、受刑者の改善の意欲を喚起したうえで、「悔悟」を促すとともに、「善行」に導くことに 方正な受刑者に対する「恩典」に位置付けられていることが見受けられるものの、その理念・目的は、 点も見受けられるものの、むしろ社会復帰に焦点を当てていることが看取された。すなわち、仮出獄の制度は、品行 おけるボアソナードによる講義及び注解書並びに鶴田との議論からは、そのような主義に基づいていたと理解できる そして、仮出獄を許す処分に当たっては、これらの理念を鑑みて、必要的仮釈放制度とした場合には、仮出獄が刑 仮出獄の制度は、その実質的要件が報償主義に基づくものと理解されているが、以上の旧刑法の起草過程に 施設内処遇と

ら 停止の効果については、 仮出獄者の心理的抑制により再犯を抑止していることが伺えた。しかし、 仮出獄中の再犯による再収容及び再収容後の仮出獄を許可しないことを規定している点か 社会内処遇における援助的、 福祉的側

の免除と近接した制度となってしまうことを理由に、行政官庁の裁量によってそれを許す旨の決定をすることとされ

たことを確認した

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

面の配慮については言及されていないとともに、特別監視に付すことが規定されており、 草案における仮出獄の 制度

は統制的、 権力的側面が強いともいえる。

のに対し、 示した。停止の事由については、ボアソナードは、禁錮以上の罪に該当するときと主張する等の寛大な立場を示した 形式的要件(法定期間)を厳格にすべきとの立場を示したのに対し、鶴田は仮出獄を寛大な処分とすべきとの立場を 相違を見て取ることができた。すなわち、 鶴田は罰金以上の罪に該当するときとし、厳格な立場を示している。 ボアソナードと鶴田の議論においては、 形式的要件(法定期間)については、 形式的要件 (法定期間) 及び停止の事由について、 ボアソナードは一般予防の観点から 両者の意見の

して、 れた知見を踏まえて、旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法における仮出獄の制度の実質について検討を加える。 このような本章で得られた知見を踏まえて、次章においては、 如何なる理由で、 如何なる修正を加えたのかを確認することとしたい。そのうえで、 刑法草案審査局が「日本刑法草案」 第三章及び第四章で得ら に対

第四章 刑法草案審査局における旧刑法の草案と旧刑法の公布

されている。この審議では、仮出獄に関連する規定に対して修正が加えられることなく、 正し、そして、明治一二(一八七九)年六月に太政官に上進された「刑法審査修正案」が元老院での審議を経て上奏 先に述べた通り、関係機関の意見を調整するために設置された刑法草案審査局は、 司法省が提出した草案を審査修 委員が賛成している。

年には「旧刑法」及び「刑法附則」(明治一四年太政官布告第六七号)が施行された。 て、明治一三(一八八〇)年七月に「旧刑法」(明治一三年太政官布告第三六号)が公布され、明治一五(一八八二)(㎡)

度であるのかを把握する。そして、第三章及び第四章で得られた知見を前提に、 確認し、 そこで、本章では、 刑法草案審査局における草案並びに刑法審査修正案及び旧刑法の註解から、 確定稿における仮出獄の制度に対して、刑法草案審査局が如何なる修正を加えたのかについて 旧刑法の草案起草過程及び旧刑法に その仮出獄の制度が如何なる制

第一節 刑法草案審査局における旧刑法の草案

おける仮出獄の制度の実質について検討を加えることとしたい。

草案審査局四・五回刑法草案及び刑法審査修正案〕)。 刑法審査局二・三回刑法草案」)。また、刑法審査局四回刑法草案、刑法審査局五回刑法審査修正案及び刑法審査修正 案も仮出獄に関連する規定は内容的には共通しているため、「刑法審査修正案」を取り上げることとする(「四 た「刑法審査局一回刑法草案稿本」から「刑法審査修正案」に至るまでの草案を辿ることとする。 なる修正を加えたのかを確認することとしたい(後記【表二】参照)。この確認にあたり、 一回刑法草案及び同三回刑法草案は仮出獄に関連する規定が共通しているため、後者を取り上げることとする 本節では、 刑法草案審査局が「確定日本刑法草案 完」(確定稿) における仮出獄に関連する規定に対して、 刑法草案審査局が作成し なお、 刑法審査局 如何

第一項 刑法草案審查局一回刑法草案稿本

の規定はつぎの通りである。 -刑法草案審査局一回刑法草案稿本」は刑法草案審査局による第一回審査の結果作成された草案とされている。 ⁽⁸⁾ そ

第五十五条 流刑ヲ除クノ外重罪軽罪ヲ犯シ有期ノ刑ニ処セラレタル者獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル時ハ其刑期四分

八〇

ノ三ヲ経過スルノ後行政上ノ処分ヲ以テ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得

無期徒刑ニ処セラレタル者十五年ヲ経過スルノ後亦同シ」

第五十六条

無期徒刑ノ囚仮出獄ヲ許シタル者ハ仍ホ島地ニ居住セシム」

第五十七条 仮出獄ヲ許シタル者ハ本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス」

第五十九条 刑期間更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ仮出獄ヲ許サス」

仮出獄中更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日数ハ刑期ニ算入ス」

第五十八条

この草案稿本と司法省が上呈した「確定日本刑法草案 完」(確定稿)とを対照すると、複数の相違点が見受けら(82)

れる。そこで、両者の共通する点と修正が加えられた点、新たに追加された点をみることとしたい。

両者の共通点は、 仮出獄の形式的要件、実質的要件、 特別監視及び再収容後の刑の執行中に仮出獄の処分を

することができない点である。

つぎに、修正が加えられた点は、 仮出獄の対象が「重罪軽罪ヲ犯シ実決ノ刑ニ処セラレタル者」から「流刑ヲ除(83)

ク

懲役、 ノ外重罪軽罪ヲ犯シ有期ノ刑ニ処セラレタル者」とされたことである。 者」とされ、「徒刑」 重禁獄、 軽禁獄、 のみに限定している。(85) 重禁錮及び軽禁錮の刑に処された者とされている。無期刑の対象は「無期徒刑ニ処セラレタ(&) その結果、 流刑は対象外とされた。 すなわち、その対象は有期徒刑、 無期刑の形式的要件 (法定期間 重懲役、 軽

を犯したときから、「罰金」以上の罪を犯したときとされている。さらに、確定稿には規定されていなかったが、仮 については、「二十年」から「十五年」の経過へと修正されている。 また、停止の事由については、「禁錮」 以上の罪

出獄中の日数を刑期に算入するか否かについては、「出獄中ノ日数ハ刑期ニ算入ス」と規定されるようになった。

このような条件が加わったのは、「刑法草案審査局一回刑法草案稿本」の第十七条が「徒刑」を「島地ニ発遣シ定役 新たに追加された点は、「無期徒刑ノ囚」に対しては「仍ホ島地ニ居住セシム」との条件が付されたことである。(88)

ニ服ス」と規定するとともに、同稿本第四十条が「無期ノ刑ニ処セラレタル者特赦ヲ持テ免罪ヲ得」と規定してして

刑法草案審査局二回・三回刑法草案

いるためである。

規定をみると、つぎの通りである。 のとされており、両者の条文は内容的には共通している。そこで、「刑法草案審査局三回草案」の仮出獄に関連する(%) |刑法草案審査局二回刑法草案」と「刑法草案審査局三回草案」は、それぞれ第二・三回審査の結果作成されたも

処分ヲ以テ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得 第五十三条 重罪軽罪ノ刑ニ処セラレタル者獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ経過スルノ後行政

無期徒刑ニ処セラレタル者十五年ヲ経過スルノ後亦同シ ノ囚ハ第二十一条ニ照シ幽閉ヲ免スル ノ外仮出獄

第五十四条 徒刑ノ囚ハ仮出獄ヲ許サルルト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム ノ例ヲ用ヒス

第五十五条 仮出獄中更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中 仮出獄ヲ許サレタル時ハ自ラ治産ノ禁ヲ免シタル者トス但本刑期限内特別ニ定メタル監視 ノ日数ハ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

第五十七条 刑期間更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ仮出獄ヲ許サス」

分ができないことである。 ⁽²¹⁾ 獄の対象、形式的要件(法定期間)、実質的要件、 - 刑法草案審査局三回草案」と先に述べた「刑法草案審査局一回刑法草案稿本」とを対照すると、共通点は、 特別監視、停止の事由並びに再収容後の刑の執行中に仮出獄の処 仮出

つぎに修正が加えられた点は、仮出獄中の日数は刑期に算入しないことである。

治産ノ禁ヲ免レタル者」とされることが規定され、仮出獄が許可されると、仮出獄者はその財産の管理をすることが(③) できるようになるとされている。 そして、新たに追加された点は、「徒刑ノ囚」が島地に居住することである。また、仮出獄者が仮出獄中に「自ラ

第三項 刑法草案審査局四・五回刑法草案と刑法審査修正案

ている。そこで、「刑法審査修正案」の仮出獄に関連する規定をみるとつぎの通りである。(st) (st) 獄に関連する規定は「刑法草案審査局五回刑法審査修正案」のものと共通しており、最終的な審査を示すものとされ 作成されたものであり、 |刑法草案審査局四回刑法草案」と「刑法草案審査局五回刑法審査修正案」はそれぞれ第四回と五回の審査の結果 両者の仮出獄に関連する規定は内容的には共通している。また、「刑法審査修正案」 の仮出

処分ヲ以テ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得 第五十三条 重罪軽罪ノ刑ニ処セラレタル者獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ経過スルノ後行政

無期徒刑ノ囚ハ十五年ヲ経過スルノ後亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一条ニ照シ幽閉ヲ免スルノ外仮出獄ノ例ヲ用ヒ

第五十四条

徒刑ノ囚ハ仮出獄ヲ許サルル

第五十五条 監視ニ付ス 仮出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ処分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタ

ト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

第五十六条 仮出獄中更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日数ハ刑期ニ算入スルコトヲ得ス

刑期限内更ニ重罪軽罪ヲ犯シタル者ハ仮出獄ヲ許サス」

第五十七条

処分」という裁量的なものとへと修正され、 -刑法審査修正案」と「刑法草案審査局三回刑法草案」とを対照すると、「治産ノ禁」の免除が「自ラ」から「行政 その他の規定は内容的には共通している。

第四項 小

括

件 と刑法草案審査局により修正された「刑法審査修正案」は、 以上の刑法草案審査局における旧刑法の草案の概観により、 特別監視及び停止による再収容後の刑の執行中に仮出獄の処分をすることができないことが共通していることが 有期刑の対象、その形式的要件 司法省が上呈した「確定日本刑法草案 (法定期間)、 完」(確定稿) 実質的要

つぎに、 修正が加えられた点は、 無期刑の形式的要件 (法定期間) が 「二十年」から「十五年」とされている。

釈放中の日数を刑期に算入するか否かについては、最終的には「算入」しないこととなった。

見受けられた。また、

た 停止の事由が 禁錮」 以上から「罰金」以上の罪を犯したときとされている。

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

八三

ま

新たに追加された点としては、まず、「流刑ノ囚」は仮出獄の対象外とされた。そして、「徒刑ノ囚」 が仮出獄とな 八四

出獄に伴い、「治産ノ禁」が免除されることが規定され、修正の過程でそれを「自ラ」から行政による裁量的なもの った際の居住先が「島地」とされ、その対象が「無期徒刑ノ囚」から「徒刑ノ囚」へと拡張されている。さらに、仮

重い刑を科された者を社会から隔離する意図が、裁量的な「治産ノ禁」の解除からは社会内処遇における権力的、統(ダ) 制的な側面が伺える一方で、これらの措置からは、仮出獄者の居住先を確保して、指導監督することにより、 以上の修正が加えられた点、新たに追加された点からすると、徒刑の仮出獄者の居住先を島地とすることからは、

刑法審査修正案及び旧刑法の註解

者を自立させようとする意図も見受けられ、社会内処遇の基盤を整備し始めたといえよう。

ておらず、探ることが難しい。 刑法草案審査局が仮出獄の規定に修正を加えた理由については、『日本刑法草案会議筆記』のような記録が残され 第一 編』の仮出獄の規定は、刑法草案審査局五回刑法審査修正案及び刑法審査修正案のものと同 しかし、早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵旧刑法・治罪法編纂関係原資料である『刑

が加えられることなく、旧刑法として公布されている。よって、仮出獄の規定については、『刑法審査修正案註解 一であり、これらは最終的な審査を示すものとされている。さらに、先に述べた通り、仮出獄の規定は元老院で修正(『) が刑法草案審査局五回刑法審査修正案及び刑法審査修正案の注解書であると考えられる。 (型)

ば、『刑法註解 また、『刑法審査修正案註解 第一編』のものと内容的には同一である。この『刑法註解 第一編』の仮出獄に関する注解は、停止の事由の一部が削除されていることを除け 第一編』は、「旧刑法の注釈書である」

【表二】各旧刑法草案における仮出獄の要件・効果等

	Les I Hammister	1 214 2 = 24	>	
草案名	『確定日本刑法草	『刑法草案審査局	『刑法草案審査局	『刑法審査修正
	案 完』(確定	一回刑法草案稿	三回刑法草案』	案』
仮出獄の	稿)	本』		
対象・各要件等				
対象	重罪軽罪ヲ犯シ	流刑ヲ除クノ外	重罪軽罪ノ刑ニ	重罪軽罪ノ刑ニ
	実決ノ刑ニ処セ	重罪軽罪ヲ犯シ	処セラレタル者	処セラレタル者
	ラレタル者	有期ノ刑ニ処セ		
		ラレタル者		
実質的要件	獄則ヲ謹守シ悛	獄則ヲ謹守シ悛	獄則ヲ謹守シ悛	獄則ヲ謹守シ悛
有期刑の	改ノ状アル時	改ノ状アル時	改ノ状アル時	改ノ状アル時
形式的要件	其刑期四分ノ三	其刑期四分ノ三	其刑期四分ノ三	其刑期四分ノ三
(法定期間)	ヲ経過スルノ後	ヲ経過スルノ後	ヲ経過スルノ後	ヲ経過スルノ後
無期刑の対象	無期徒刑ニ処セ	無期徒刑ニ処セ	無期徒刑ニ処セ	無期徒刑ノ囚
無期刑の	ラレタル者	ラレタル者	ラレタル者	十五年ヲ経過ス
形式的要件	二十年ヲ経過ス	十五年ヲ経過ス	十五年ヲ経過ス	ルノ後
(法定期間)	ル後	ルノ後	ルノ後	
特別監視	本刑期限内特別	本刑期限内特別	本刑期限内特別	本刑期限内特別
	ニ定メタル監視	ニ定メタル監視	ニ定メタル監視	ニ定メタル監視
	ニ付ス	ニ付ス	ニ付ス	ニ付ス
「流刑ノ囚」に対	_	流刑ノ囚:流刑	流刑ノ囚:幽閉	流刑ノ囚:幽閉
する仮出獄の適		ヲ除ク	ヲ免スルノ外仮	ヲ免スルノ外仮
用の有無		無期徒刑ノ囚:	出獄ノ例ヲ用ヒ	出獄ノ例ヲ用ヒ
「徒刑ノ囚」の居		仍ホ島地ニ居住	ス	ス
住先		セシム	徒刑ノ囚:島地	徒刑ノ囚:島地
			ニ居住セシム	ニ居住セシム
「治産ノ禁」の	_	_	自ラ治産ノ禁ヲ	行政ノ処分ヲ以
免除			免シタル者トス	テ治産ノ禁幾分
				ヲ免スルコトヲ
				得
停止の事由	更ニ実決ノ刑ニ	仮出獄中更ニ重	仮出獄中更ニ重	仮出獄中更ニ重
	該ル重罪軽罪ヲ	罪軽罪ヲ犯シタ	罪軽罪ヲ犯シタ	罪軽罪ヲ犯シタ
	犯シタル者	ル者	ル者	ル者
停止の効果	直チニ出獄ノ効	直チニ出獄ヲ停	直チニ出獄ヲ停	直チニ出獄ヲ停
(出獄後の刑期の	ヲ失ヒ	止シ	止シ	止シ
算入の有無、再	前犯後犯ノ刑期	出獄中ノ日数ハ	出獄中ノ日数ハ	出獄中ノ日数ハ
収容後の刑の執	間再ヒ出獄ヲ許	刑期ニ算入ス	刑期ニ算入スル	刑期ニ算入スル
行中の仮出獄の	サス	刑期間更ニ重罪	コトヲ得ス	コトヲ得ス
有無)		軽罪ヲ犯シタル	刑期間更ニ重罪	刑期限内更ニ重
		者ハ仮出獄ヲ許	軽罪ヲ犯シタル	罪軽罪ヲ犯シタ
		サス	者ハ仮出獄ヲ許	ル者ハ仮出獄ヲ

第一二〇巻

とともに、「刑法編纂委員が旧刑法の各本条の解釈について討議し、その結果をまとめあげた」ものとされている。(※) よって、『刑法審査修正案註解 第一編』は、 削除された停止の事由を除き、旧刑法の注解書のである『刑法註解

的に基づいて仮出獄の制度を規定し、その制度が如何なるものであるのかを探ることとしたい。 そこで、『刑法審査修正案註解 第一編』と『刑法註解 第一編』を用いて、 刑法草案審査局が如何なる理念・目

第一編』の母体であるともいえよう。

"外人」と接近させて生業を営ませることは、総ての「犯人」が入獄の日から順良な心を起こして、その善行を勤め

仮出獄の理念・目的については、三つの理由が挙げられている。第一に「犯人」を刑期内において仮に出獄させて

にも「悛改ノ情」を起させると説明している。(郎) ることに資する。さらに、順良な心を起こして「悛改ノ状」を表す者を仮に出獄させることは、自然と他の「犯人」

の生業を営むことを困難にさせないようにするためとしている。 そこで「悛改ノ状」を表す者に対しては、 刑期内に仮に出獄させて「外人」と接近させることにより、「他日」にそ

第二に「犯人」が長期間にわたり獄中で起居する場合、その者が「放免」のときに直ちに生業に就くことは難しい。

第三に「犯人」を長期間「獄場」に置くことは、その身体の「萎衰」を招くのみならず、「犯人」を懲戒する「期

「犯人」をますます厭悪してしまう。その結果、「犯人」は次第に「自棄」の心を「長」くしてしまい、「犯人」を懲 限」には 順良な心を起こすことに至らない結果に繋がってしまう。また、「外人」も、その「期限」が長くなるのに従い、 「定度」があり、 その「期限」が長過ぎる場合には、「犯人」が自ら人と関わろうとする思いを断ってしま

戒する意に反してしまうためであるとしている。 ^(®)

|無期ノ刑」に処せられたる者にこの「恩典」を与えることについては、その「体躯」を健全なものして、「世」に

対する望みを絶たせないためであるとしている。(三)

論のものと共通している。 内処遇の連携により受刑者の改善の意欲を喚起して、その善行を導くことであり、⑦無期刑については、社会復帰 の意欲を維持させることにあるといえ、これらは、先に述べたボアソナードによる講義及び注解書並びに鶴田との議 第一から第三について大まかにまとめると、まず、この第一で述べられている理念・目的は、⑦施設内処遇と社会

刑法草案審査局におけるその理念・目的は、社会復帰を働きかける仕組みについても言及しているといえる。 を維持させること及びの受刑者の関係者に対する配慮が、新たに仮出獄の理念・目的として追加されているといえ、 しかし、第一では⑰他の受刑者の改善の意欲の喚起が、第二では囝生計の確保が、第三では囝受刑者の改善の意欲

Z二項 形式的要件

して十分ではないからであると説明している。(⑫) 出獄を与える理由に反し、 経過した者でなければ、仮出獄を許可することができないとしている。その理由として、「悛改ノ状」がない者は仮 仮出獄の要件について、仮出獄は「其能ク獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル者」(が対象)であって、刑期の「多分」を かつ其刑期の「幾分」も経過していないうちに出獄を許すことは、「世人」の「戒メ」と

法学志林 第一二〇巻 第四号

第三項 流刑

流刑に処せられた者に対しては、 幽閉を免する規定があり**、**仮出獄の規定については適用しないとしている。

第四項 停止

能を弱めてしまうためであると説明している。(単) 理由 いては、 停止の趣旨については、つぎの通り説かれている。すなわち、仮出獄中に再び重罪軽罪を犯した者は、それを許す また、仮出獄が許可された者が重罪軽罪を犯さなければその許可を停止することはできないと規定した理由につ E 「背反」した「所業」をなしている。ゆえに、 行政官が他の「事故」によって恣意的に仮出獄を停止することができるとした場合には、 出獄中に経過した日数については、 刑期に算入しないとしてい 仮出獄を許した機

犯していない仮出獄者に対してはその日数を刑期に算入するのが適当であろうとの見解が示されている。(三) したときは「自カラ此恩典ヲ放棄シタル者」であるため、 の事由により停止された場合の出獄中に経過した日数を刑期に算入すべきか否かについては、仮出獄者が再び罪を犯 れている。 この停止の事由については議論が見受けられた。『刑法審査修正案註解 すなわち、「重罪軽罪」を犯した者の他にも「宜シカラサル所状アル」ときも停止の事由とし、 出獄中に経過した日数を刑期に算入しないとしても、 第一編』では、以下のような説明がなさ この停止

註が書き込まれている。「これは、 されていることからすると、停止の事由については、 さらに朱書きでこの注解は他日の「献議」に付すべきものといえども、ここに「附記」して「遺忘」に備えるとの頭 しかし、『刑法註解 第一編』にはこのような説明がなされいない。また、『刑法審査修正案註解 草案審査の最終段階まで、 ボアソナードと鶴田との議論におけるその意見の相違とは異な 取消事由をめぐって検討があったことを意味する」と 第一編』 には、

第五項 「徒刑」に処せされた「囚徒」の仮出獄、「治産ノ禁」の免除及び特別監視

付すとしている。 者は「外人」に接近して生業を営むため、「治産ノ禁」の「幾分」かを免除せざるを得ないと説明している。 であり、その刑期の間は島地に居住するものとしている。また、「治産ノ禁」の免除については、仮出獄を許された (仮出獄者の)刑期は未だに終了しておらず、(仮出獄者に対しては、)「普通ノ監視」よりも厳しい(『) 「徒刑」に処せされた「囚徒」に対する仮出獄は、「島地」に発遣する点について、「流刑」に処せられた者と同じ 「特別ノ監視」に ただし、

第六項 小 括

する配慮であることが確認できた。このように、その理念・目的は、基本的には受刑者の社会復帰に焦点を当ててい 他の受刑者の改善の意欲の喚起、囝生計の確保、闭受刑者の改善の意欲を維持させること及び別受刑者の関係者に対 受刑者の改善の意欲を喚起して、その善行を導くこと、⑦無期刑については社会復帰への意欲を維持させること、 及び旧刑法の註解においては、受刑者に対する社会復帰への働きかけについて説明がなされており、 るといえ、ボアソナードによる講義及び注解書並びに鶴田との議論のものと共通している。 もその内容が詳細なものとなっているといえ、仮出獄の社会復帰に向けた姿勢をより明確に示していると評価するこ 以上の註解から、仮出獄の制度についてまとめると、その理念・目的は、⑦施設内処遇と社会内処遇の連携により しかし、 先の議論等より 刑法審査修正案

とができる。

とができる。これらの社会内における客観的事情を整備することからは、社会内処遇において不足していた援助的、 者の関係者がその者を嫌悪することを防ぐことにより、その引受人になる意欲を削がせない配慮であると評価するこ の免除が規定されており、これは社会内処遇の手段を具体化させたものであるといえる。また、⑰については、

福祉的側面を補おうとしていたことが伺える。

られる。 う刑の弊害の回避の側面に焦点を当てているといえ、それにより、その形式的要件(法定期間)を短縮化したと考え いては、「二十年」から「十五年」の経過に修正しているものの、註解等はその詳細ついては言及していない。 が反映されており、これが形式的要件(法定期間)を基礎づけていると評価することができる。さらに、 ①の理念・目的からすると、無期刑の受刑者を自暴自棄に陥らせることなく、その改善の意欲を維持させるとい 一般予防の観点から、形式的要件(法定期間) には、 一定の刑期の経過が必要とされ、 ボアソナ 無期刑につ ドの見解 しか

たことを確認した。 については、素行不良を追加するか否か、それを追加した場合のその効果について争いがみられ、新たな論点が生じ 停止の事由については、 新たな制度趣旨として、行政官の恣意的な運用の防止が示された。その一方で、その事由

自戒することが必要であるとの意図が伺える。 されている点からすると、 さらに、「徒刑ノ囚」の仮出獄者の居住先が「島地」とされたことについては、「徒刑」が他の刑罰よりも重く規定 応報の観点から仮出獄が許可されたとしても、重い罪を犯した仮出獄者は、 なお隔離して

旧刑法の草案起草過程からみた旧刑法における仮出獄の基本的思想の検討

以上の第三章及び第四章の概観により獲得された知見を基に、十分には研究がなされていなかった旧刑法の草案の

起草から制定までの間の草案の内容及び議論に焦点を当てて、以下の点について提示することとしたい。

るものとの評価がなされているとともに、ドイツ諸国等から取り入れたものとされている。(図) 序章で述べた通り、 現在、旧刑法における仮出獄の制度については、その実質的要件について「報償主義」 からく

しかし、仮出獄が規定される以前の早期釈放である、明治七(一八七四)年以降に伺指令により運用された

際しては、「悔悟」や「悛改」といった改善更生に関する点を評価し始めていたといえ、仮出獄の実質的要件が従前 ヲ懇切ニ看護シテ抜群ノ功労有之悛改ノ効験明亮ナル者」という利他的行為を表した者を評価しており、その許可に 免」及び減刑においては、「悔悟改心ノ実効瞭然タル者」という内面的要素を行状等により外部に表した者や「病囚 の早期釈放で評価していた点を考慮していないとは考えにくい。

ものの、旧刑法の草案の起草過程における議論を通して形成されたと考えられる点が見受けられ、ドイツ諸国等の制(⑫) さらに、これまでの概観により獲得された知見からすると、仮出獄の制度は、 ドイツ諸国等の制度を参照している

度をそのまま導入したとまではいえない。

していたのか、 ものであるのかを明らかにすることが必要である。そこで、旧刑法における仮出獄の理念・目的が如何なる立場を示 したがって、旧刑法における仮出獄の理念・目的が如何なる立場を示して、それに基づいた実質的要件が如何なる それに基づく実質的要件が如何なるものであるのか、そして社会復帰の基本的思想に基づくその他の

制度について、

検討を加えることとしたい。

理念・目的

とにあるとしており、これらは基本的には社会復帰に焦点を当てている。 (図) 意欲を喚起したうえで、「悔悟」を促すとともに、「善行」に導くことにあるとしている。また、刑法審査修正案及び 先に述べた通り、ボアソナードの講義及び注解書並びに鶴田との議論から、仮出獄の理念・目的は、受刑者の改善の 旧刑法の註解においても、施設内処遇と社会内処遇の連携により受刑者の改善の意欲を喚起して、その善行を導くこ 旧 刑法の草案起草過程における理念・目的は、現在の仮釈放の制度と基本的には共通の思想の下に形成されている。

示されていたといえよう。 の仮釈放の制度には、連続性があることが認められ、旧刑法の仮出獄の制度においては、改善更生を図る立場が既に 放の目的は、改善更生を図るという点で基本的に共通しているといえる。したがって、旧刑法の仮出獄の制度と現在 そして、現在の仮釈放の目的は改善更生の手段として考える立場を示している。このように、旧刑法と現在の仮釈(旣)

二 実質的要件の本質

前の一八七一年ドイツ刑法典の仮出獄の規定(第二十三条)を参照しているのが一般的な理解とされてきた。その代(宮) 表的な論者である太田達也の見解を確認すると、つぎの通りである。 つぎに、実質的要件の詳細について検討することとしたい。従来、旧刑法の起草過程においては、旧刑法の起草以

「ドイツ語の原文は、"sich auch während dieser Zeit gut geführt haben"(その期間 [刑期の間 (訳者注)] 行状

が良好であったこと)であり、これが旧刑法の『獄則ヲ謹守シ』に相当するとすれば、『悛改ノ状』という要件は旧

であったと考えられるからである。何れも報償主義からくる仮釈放要件と言えよう。」(図) がないものの、当時の仮出獄は監獄則に定める賞誉中の段階処遇と密接に結び付き、賞誉の審査事項は主に施設内で の行状や心情であったとされていることから、『悛改ノ状』も『獄則ノ謹守』とともに施設内での行状の評価が中心 刑法立案の過程で独自に付されたことになる。 しかし、『悛改ノ状』に、『獄則ノ謹守』以上の特別の意味があったとは考えにくい。というのも、旧刑法

そのうち、「獄則ヲ謹守」することが中心に考えられてきた。しかし、仮出獄の理念・目的が基本的には社会復帰に このように、実質的要件については、形式的には「悛改ノ状」と「獄則ヲ謹守」することとを並列的に捉えており、

焦点を当てていることは示した通りである。そうすると、そもそも「報償主義」からきていることには疑義が生じる。

それゆえ、「獄則ヲ謹守」することを中心に考えることにも根拠がなく、「悛改ノ状」と「獄則ヲ謹守」することが如

何なる関係性であるのかを明らかにすることが必要である。

dieser Zeit gut geführt haben " 訳))と規定している かに、一八七一年ドイツ帝国刑法典をみると、この仮出獄の規定は、その実質的要件を (同法第二十三条)。これは客観的状況を要件としているといえ、旧刑法の「獄則ヲ謹守シ」に (「其期限中居動宜ケレハ」(司法省訳)、「その刑期間中に行状正しければ」(著者 "sich auch während

ける仮出獄の規定の構造は、 かし、 旧刑法の草案である Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon (「元老院上呈仏文刑法草案」) 客観的状況のみを要件としておらず、一八七一年ドイツ帝国刑法典とは対応していない。 にお

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

相応するものであることはいえよう。

訳))と規定しており、「好キ行状」又は「品行方正の状況」という客観的状況を「改心」の証拠としている。 すなわち、仮出獄の実質的要件について、«ont donné, par leur bonne conduite, des preuves d'amendement» ノ好キ行状ニ因リ改心ノ証拠ヲ与ヘタトキ」(磯部四郎訳)、「品行方正の状況により改心の証拠を与えたとき」(著者

って、「獄則ヲ謹守」することは「悛改ノ状」があるか否かという仮出獄の理念・目的に即した判断基準にすぎず、

|獄則ヲ謹守」することと「悛改ノ状」は手段と目的の関係であると捉えることが適切であると思われる。それゆえ、

実質的要件においては、「悛改ノ状」こそが本質であるといえよう。

そして、この「改心の証拠を与え」ることは、ボアソナードの講義及び注解書並びに鶴田の議論において、

な心を起こして「悛改ノ状」を表す者を仮に出獄させるときは、自然と他の「犯人」にも「悛改ノ情」を起させるこ ていたことと合致している。さらに、刑法審査修正案及び旧刑法の註解における仮出獄が理念・目的としていた順良 仮出獄の「悛改ノ状」は、内面的要素とともに、それが行動等により外部に現れる状況を指しているといえよう。し ととも合致している。ゆえに、「改心の証拠を与え」ることと同様に、旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法における の理念・目的が、受刑者の改善の意欲を喚起したうえで、「悔悟」を促すとともに、「善行」に導くことにあるとされ

意欲があり、 たがって、旧刑法の実質的要件の判断には、社会内において社会復帰を目指すという理念に基づき、受刑者の改善の 社会内において更生できるかを見極めることに主眼があったといえる。

社会復帰の基本的思想に基づくその他の制度

先に述べた通り、 施設内処遇と社会内処遇の連携により受刑者の改善の意欲を喚起して、その善行を導くことにあるとしてい 旧刑法の制定過程及び旧刑法における仮出獄の理念・目的は、基本的には社会復帰に焦点を当て

及び特別監視について規定している。 るといえる。その理念に基づき、旧刑法の草案の起草過程における草案及び旧刑法は、施設内処遇の手段としては形 (法定期間)、社会内処遇の手段としては、 徒刑の仮出獄者の居住先を島地とすること、「治産ノ禁」 の免除

実施するには援助的、 仮出獄者を自立させようとする意図も看取することができ、 に指導監督を行い、仮出獄者が一般人と接触しながら労働により生計を立てさせるものであるといえる。したがって、 このような手段は、適度な懲戒の期間により受刑者を自暴自棄に陥らせることなく、その改善の意欲を喚起すると | 徒刑に処された仮出獄者の居住先を確保して、「普通ノ監視」よりも厳しい特別監視であっても、仮出獄者 福祉的側面が不十分であったとはいえ、仮出獄者の社会復帰の在り方を示したといえよう。 旧刑法の制定過程及び旧刑法においては、社会内処遇を

第四節 小

括

以上の旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法の検討をまとめるとつぎの通りである。 旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法における仮出獄の理念・目的からは、現在の仮釈放の目的である改善更

る仮出獄の制度は、形式的要件(法定期間)と社会内処遇等について規定することにより、仮出獄者の社会復帰の在 生を図る立場が既に示されていることが確認された。この理念・目的に基づき、 り方を示したといえよう。 旧刑法の制定過程及び旧刑法におけ

実質的要件は 旧刑法における実質的要件の「獄則ヲ謹守」することと「悛改ノ状」については、手段と目的の関係であ 「悛改ノ状」が本質であることを指摘することができ、「悛改ノ状」についても、 仮出獄の

理念・目的から内面的要素が行動等により外部に現れる状況を示しているといえよう。 明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

第五章 総括と課題

「放免」制度及び旧刑法の制定過程における仮出獄の制度のまとめ

制度を検討したことで獲得された知見を示したうえで、現在の仮釈放の制度への示唆を指摘することとしたい。 の草案の起草過程における草案の内容及びその議論に焦点を当てて、旧刑法の制定過程及び旧刑法における仮出獄の 序章で述べた通り、 研究対象から除外されることが少なくなかった明治五年監獄則における「放免」並びに旧刑法

第一項「放免」制度、 旧刑法の草案起草過程及び旧刑法における仮出獄の制度から得られた知

にとどまらず、「悔悟」や「悛改」といった改善更生に関する点を評価していた。(望) された。この伺指令により運用された「放免」及び減刑においては、その許可の判断の際には、「獄則ヲ守」ること まもなく限定的に施行されることとなったものの、明治七(一八七四)年以降の伺指令により運用されたことが確認 る立場は、 この「放免」が早期釈放制度の理念・目的を生成したと考えられる。この明治五年監獄則については、 章の検討から、明治五年監獄則における「放免」は、教化主義に基づいた収容者の社会復帰に配慮した制度で 旧刑法及び現行刑法の仮釈放(仮出獄)の理念・目的が改善更生を図るとしている点と相当程度共通して この更生改善に関する点を評価す 施行後

スル者」を評価していた点及び旧刑法の理念・目的が他の受刑者の改善の意欲の喚起にもあるとしていた点から、 もっとも、明治八(一八七五)年における「赦宥軽減」せざるを得ない者に対する減刑が「能ク勧奨シテ他囚薫陶

両

あるといえる。 以降の伺指令により運用された「放免」及び減刑、 者は他の受刑者の影響を重視する立場を示しているといえるが、この立場は、 とはいえ、これを除いて考えれば、改善更生を評価する立場については、 ゆえに、 明治七年以降の伺指令により運用された「放免」及び減刑が改善更生に関する点を評価する 旧刑法並びに現行刑法の仮釈放 相当程度共通しているといえ、 現在の仮釈放制度においては見受けら (仮出獄) の制度には、 明治七年

立場を生成し、そして、

旧刑法の草案の起草過程が早期釈放制度の理念・目的を具体化させたといえよう。

程において、この「獄則ヲ謹守」することが、先に述べた Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon(「元老院 ヲ勉ムルコト他囚ニ勝ル」と、「獄則ヲ」守るという点で共通している。この点からすると、旧刑法の草案の起草過 上呈仏文刑法草案」)において規定されていた「好キ行状」又は「品行方正の状況」を具体的に示す行為に相当する 守」することは、「明治五年監獄則」の懲役十二条の第八条における「放免」が規定している「能ク獄則ヲ守リ工役 の草案の起草過程においては、 このような連続性は、 旧刑法の草案の起草過程における仮出獄の実質的要件にも見受けられる。すなわち、 実質的要件を「獄則ヲ謹守シ悛改ノ状アル時」等と規定しており、 この一獄則 旧 グヲ謹 刑法

者」という内面的要素を行状等により外部に表した者を評価していた点と、実質的要件の 七年以降に伺指令により運用された明治五年監獄則における「放免」及び減刑が、 さらに、 明治五年監獄則と旧刑法の草案の起草過程における実質的要件の「悛改ノ状」との関係については、 既に 「悔悟改心ノ実効瞭然タル 「悛改ノ状」 が、受刑者の

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

九七

ものであるとすれば、

実質的要件の「獄則ヲ謹守」することは、明治五年監獄則からきているともいえる

内面的要素が行動等により外部に現れる状況である点からすると、両者が内面的な更生を確認する立場を示している

といえ、この点で共通しているといえる。 そして、旧刑法における仮出獄の実質的要件である「獄則ヲ謹守」することと「悛改ノ状」 の関係につい ・
ては、

謹守」することは「悛改ノ状」の判断基準に過ぎなかったことからすると、「獄則ヲ謹守」することは手段であり、 '悛改ノ状」は目的であると捉えることが適切であるといえ、内面的な更生を確認することが実質的要件の本質であ |獄則ヲ謹守」することを中心に考えて、両者を「報償主義」からくるものと理解することは妥当ではなく、「獄則ヲ

免」及び減刑と「悛改ノ状」には、内面的な更生を確認する立場を示す点において連続性があることが看取され ると考えられる。このように、明治七(一八七四)年以降に伺指令により運用された明治五年監獄則における「放

よう。 獄則及びそれ以降の伺指令により運用された「放免」及び減刑において評価された要素については参考になるといえ 度については、「放免」等の指令伺による実際の運用を意識しながら形成されたと評価することができ、 このように、 旧刑法における仮出獄の制度と明治五年監獄則における「放免」には連続性が認められ、 明治五年監 仮出獄の制

的要件 査修正案及び旧刑法の註解において、有期刑については同様の観点から、それぞれ規定されているといえ、応報及び 刑罰の威嚇力の観点から制約している点が見受けられる。 (法定期間) この仮出獄の理念・目的に対しては、ボアソナードの講義及び注解書並びに鶴田の議論において、 が有期刑については刑の威嚇力の観点から、 それゆえ、 無期刑については応報の観点から、そして、 仮出獄の制度は、 改善更生を図る点と刑罰の威 刑法審 形式

嚇力及び応報の観点との兼ね合いも考慮されていることが看取することができよう。

しかし、このような制約があるとしても、旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法における仮出獄の理念・目的は、

そ

中の日数をその刑期に算入しないことを規定している。これらは、仮出獄者を自立させる及び仮出獄者の心理的抑制 により再犯の防止を図る手段であるといえ、社会内におけるその社会復帰の思想を示していると評価することができ ながら労働により生計を立てさせること並びに出獄の停止後の効果として、再収容が予定されていること及び仮出獄 れた仮出獄者の居住先の確保、 の社会内処遇において反映されている。 よって、 旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法においては、 「特別監視」であっても仮出獄者に指導監督を行うこと、 すなわち、 旧刑法の草案の起草過程における草案及び旧刑法は、 施設内処遇にとどまらず、社会内処遇においても社会 仮出獄者が一般人と接触し 徒刑に処さ

草過程及び旧刑法における仮出獄の制度と現在の仮釈放の制度には連続性があるといえ、 現在の仮釈放の制度の実質を形成したと考えられる。 そして、これらの社会復帰の思想を示す制度は、 現在の仮釈放の制度と相当程度共通しており、 したがって、 旧刑法の草案の起草過程及び旧刑法は、 旧刑法の草案の起草過程が 旧刑法の草案の起 受刑者及

復帰の基本的思想を反映させようとしていたと考えられる。

び仮出獄者の社会復帰の在り方について示したといえよう。

並びに旧刑法の草案の起草過程における草案の内容及びその議論に焦点を当てて、仮出獄の制度の実質について分析 以上のように、 現在の仮釈放の制度を基礎づけた点について指摘することができ、その制度の在り方に関連する議論に 明治五年監獄則における「放免」、これに基づきながら伺指令により運用された 「放免」及び減刑

第二項 現在の仮釈放の制度への示唆

対して有益であるといえよう。

明治七(一八七四) 年以降の伺指令により運用された「放免」及び減刑は、 その許可の判断の際には、

明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)

(田内)

者」を評価していたことからも見受けられ、この立場を示す点で両者は共通しているといえる。 もあるとしており、 る仮出獄の理念・目的からも見て取ることができる。この仮出獄の理念・目的は、 八(一八七五)年における「赦宥軽減」せざるを得ない者に対する減刑の一例として「能ク勧奨シテ他囚薫陶スル このような現在の「改悛の状」を判断するための基準に関連する示唆は、 他の受刑者の影響を重視していることが伺える。 この他の受刑者の影響を重視する立場は、 刑法審査修正案及び旧刑法の註解に 他の受刑者の改善の意欲の喚起に 明治 おけ

る弾力的な運用を参考にすることも、その一助となろう。

はあるが、行動等により外部に現れる状況であるともいえ、「悛改ノ状」とも共通している。ゆえに、「悛改ノ状」に この他の受刑者の影響を重視することは、 ては他の受刑者への影響を評価することが想定されていたと思われ、このような他の受刑者への影響を重視する 現在の 「改悛の状」を判断するための基準において、新たに判断する事項として参考になるといえよう。 受刑者間のプライバシーの問題等もあり、現在ではみられないところで

これらの仮出獄の許可の判断に加えて、現在の仮釈放の制度に対する示唆も読み取ることができる。すなわち、

旧

内処遇においてもなお尊重されるべきであるといえよう。 の関わり合いを重視する立場は、仮出獄者を社会に早期的に適応させるという観点から重要であると思われる。 より生計を立てさせることが規定されており、これは一般人との関わり合いを重視しているといえる。この一般人と 刑法の草案の起草過程における草案及び旧刑法における仮出獄の制度には、仮出獄者が一般人と接触しながら労働に っており、一般人との接触が多くはないといえる。それゆえ、 現在の仮釈放の制度においては、仮釈放者は保護観察官、 保護司、更生保護法人又は民間協力組織等と主に関わ 一般人との関わり合いを重視する立場は、 現在の社会 しか

第二節 残された課題

以上の獲得された知見を踏まえたうえで、今後の検討課題を示すこととしたい。

如何にすべきかという方向性を示すことができると思われる。 析することが必要である。それにより、現在の「改悛の状」を判断する基準及びその判断の方式の在り方に対して、 るための具体的な基準は、全て順次評価することとされている。このような「悛改ノ状」を中心とする立場から現在(՛՛苡) の逐次的に判断する方式を採用した経緯については、如何なる理由又は契機であったのかを模索したうえ、それを分 刑法において、実質的要件の本質は「悛改ノ状」が中心であった。それに対して、現在の「改悛の状」を判断す

において検討を加えることとしたい。 以上の検討課題については、現在の仮釈放の制度に関わる問題を解決するために、必要な分析であり、 今後、 別稿

結びに代えて

す。

大学院入学から現在まで、指導教員として須藤純正先生には、懇切丁寧なご指導を賜りました。深く感謝いたしま

放の成立過程を明らかにしたうえで、アメリカのパロール 刑法の起草過程の草案の内容及びその議論おける仮出獄の制度に触れることができました。今後もさらに現在の仮釈 の刑事司法制度を例に挙げられながら、その対応策についてお話いただいたことであり、貴重なものとなりました。 本稿は現在の仮釈放の制度への示唆が不十分なものでありますが、これまで焦点が当てられることが少なかった旧 須藤先生には研究にとどまらず、多方面にわたりご相談に乗っていただき、俯瞰的な視点からご教示いただきまし 特に思い出深いのは、刑事政策における現在の課題について、ご自身のアメリカ留学のご経験等から、アメリカ (parole)との比較研究に取り組んで参ります。

Ë

- (1) 小川太郎「パロールの運用と善時制について」小川太郎編『矯正編集』(矯正協会、一九六八年)六五七~六五八頁、小川太郎 田典之ほか編『注釈刑法 設」に改められたのを受けて変更されたものであり、本稿では、当時の文献を参照した場合等には「仮出獄」を用いることとする。西 の受刑者に対する仮釈放」を対象とする。また、「仮釈放」との呼称は、平成一七(二〇〇五)年の監獄法改正で「監獄」が「刑事施 「仮出獄の思想」犯罪と非行第四三号(一九八〇年)二六頁。本稿では、法律上「仮釈放」という名が付けられている「懲役又は禁錮 第一巻 総論』(有斐閣、二〇一〇年)二二五、二二九頁 [金光旭]。
- 2 太田達也「仮釈放要件と許可基準の再検討:「改悛の状」の判断基準と構造」法學研究第八四巻第九号(二〇一一年)一八~一九

「明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(一)」法学志林第一一八巻第四号(二〇二

3

拙稿

年) | | 三頁以下。

- 版]』(新世社、二〇一四年)二〇一~二〇三頁。 浅古弘・伊藤孝夫ほか編『日本法制史』(青林書院、二〇一〇年)二九一~二九二頁〔浅古弘〕、川口由彦『日本近代法制史[第2
- 本立法資料全集29 頁、G・ステファニほか著(澤登俊雄ほか訳)『フランス刑事法[刑法総論]』(成文堂、一九八一年)四一三頁、西原春夫ほか編『日 〜四○○頁、G・ステファニほか著(澤登俊雄ほか訳)『フランス刑事法[犯罪学・行刑学]』(成文堂、一九八七年)三四一〜三四二 フランスは一八八五年八月一四日の法律によって仮釈放を導入している。司法省『各国刑法類纂 上』(司法省、一八七八年)三八九 ス刑法の講義では、当時のフランスが仮出獄の制度が導入しておらず、仮出獄について取り上げられる箇所は見当たらなかった。また なお、旧刑法の起草以前の明治八年(一八七五)年九月から始められた刑法草案取調掛の委員等に対するボアソナードによるフラン 旧刑法 [明治13年] (1)』 (信山社、一九九四年) 一六六頁以下。
- (5) 吉井蒼生夫「第二節 谷十郎「二つの仏文刑法草案とボアソナード」法學研究第六四巻第一号(一九九一年)五九~六〇頁。 刑法草案取調掛の設置と「日本帝国刑法初案」」西原ほか編・前掲注(4)九~一〇頁、九一~九二頁、岩
- 〔6〕 小早川欣吾『明治法制史論公法之部(下巻)』(巌松堂書店、一九四○年)一○○五頁、石井良助『明治文化史 第2巻 伊藤ほか編・前掲注(4)二九二頁〔浅古弘〕。 (原書房、一九八〇年)四五二~四五四頁、吉井蒼生夫ほか「旧刑法制定過程年表」西原ほか編・前掲注(4)二七~三一頁、浅古・
- (7) 川口・前掲注(4)二〇二~二〇三頁。旧刑法の制定過程については、小早川・前掲注(6)九九九頁以下、中村吉三郎 、法体制準備期)」鵜飼信成ほか編『講座 日本近代法発達史9』(勁草書房、一九六〇年)一八頁以下、新井勉「旧刑法の編纂(一)
- 以下、吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本評論社、一九九六年)九四頁以下等を参照 (二)」法学論叢第九八巻第一号(一九七五年)五四頁以下、第九八巻第四号(一九七六年)九八頁以下、石井・前掲注(6)四五二百
- (8) 西原ほか編・前掲注(4)五一~五七頁。
- 藤田正「第三章 資料解題」西原春夫ほか編『日本立法資料全集36 - Ⅰ 旧刑法 [明治13年] (4) - Ⅰ』(信山社、二〇一六年)

三

- 西原春夫ほか編『日本立法資料全集36 Ⅱ 九つの草案とは、「大日本刑法草案(完」、「日本刑法草按)第一稿」、「日本帝国刑法草案」、「日本刑法教師元稿不定按 旧刑法 [明治13年] (4)-Ⅱ』(信山社、二○一六年) 二九七、三七四~三七五頁。 第一巻」、
- 明治前期における早期釈放制度と旧刑法制定過程における仮釈放制度について(二)(田内)

六二~七六三、八一一頁 ことである。西原春夫ほか編『日本立法資料全集30 三九、二九六、三五三、三九八頁、西原春夫ほか編『日本立法資料全集31 「校正刑法草案原稿 完」、「日本刑法草 第二稿」、「日本刑法草案 完」、「日本刑法草案」及び「確定日本刑法草案 旧刑法 [明治13年](2)- Ⅰ』(信山社、一九九五年)五九、九五、一三九、二 旧刑法 [明治13年](2)-Ⅱ』(信山社、一九九五年)七

- (12)「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」(平成二〇年四月二三日法務省令第二八号、以下 か編『大コンメンタール刑法[第三版]』(青林書院、二〇一五年)七二〇頁[林眞琴]。 「社会内処遇規則」という)第七条第一項三号は、仮釈放許可のために必要とされる執行済刑期を「法定期間」としている。大塚仁ほ
- 〇一六年)一一一頁以下。 特別監視ついては、三田奈穂によって検討がなされている。三田奈穂「明治期における仮出獄と特別監視」成蹊法学第八四号(二
- (14) 藤田正「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(11)一八頁。
- (15) ここで紹介した草案は「大日本刑法草案(完」と「日本刑法草按 二一~二三頁。また、本稿における引用に際しては、旧字体を新字体に改め、合字を適宜変更した(例えば、「假」を「仮」に「圧」 法草按 第一稿」は「明治九年月一二月に上申された刑法草案」とされている。藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(11) ある。西原ほか編・前掲注(11)五九、二三九頁。「大日本刑法草案 完」は「日本文草案の初期のもの」と考えられており、「日本刑 第一稿」であり、両草案は仮出獄に関する条文の文言が同一で

を「トモ」に改めるなど)。

- .16)「日本刑法草按「第一稿」第四十七条は「軽罪ノ実決ニ処セラレタル者ハ(以下、省略)」と規定しており、軽罪の禁錮と罰金とを 規則」は、「日本刑法草按 及び拘留を指している。西原ほか編・前掲注(11)二三四、二三七、二三九頁、三田・前掲注(13)一二三頁。また、「第二十三条の また、草案では、有期の自由刑が「実決ノ刑」と総称されているという。ゆえに、「実決ノ刑」とは、徒刑、流刑、懲役、禁獄、禁錮 区別している。第六十六条においても「実決の刑期ハ其執行ノ日ヨリ起算ス」と規定しており、「実決ノ刑」は自由刑を指している。 第一稿」第二十三条の「獄司監察官具状シ内務司法両卿ノ決議ヲ取リ」を指していると思われる。西原ほ
- (18) 「日本刑法草按 (17) 吉井蒼生夫ほか編『日本立法資料全集8 旧刑法草按注解 第一稿」「第十二条 重罪ノ主刑 上 旧刑法別冊(1)』(信山社、一九九二年)二〇〇~二〇一頁

か編・前掲注(11)五四、二三四~二三五頁。

二徒刑

三流刑

四懲役

六剥奪公権

第十三条 軽罪ノ主刑

一类固

二罰金」西原ほか編・前掲注(11)二三四頁。

.19) ここで紹介した「日本帝国刑法草案」は「ボアソナード草案の『第一稿』直前のものを集成したもの」と説明されている。 卿内務卿協議ノ上決定其許可ヲナス」を指していると思われる。また、後記の「禁錮ニ処セラレルヘキ重罪又ハ軽罪」とは、徒刑、流 |第三章||資料解題||西原ほか編・前掲注(11)||二直。後記の「第二十三条ニ従ヒ」とは、「日本帝国刑法草案」第二十三条の「司法

懲役、「禁獄ノ刑」及び禁錮を指していると思われる。西原ほか編・前掲注(11)一三三~一三四、一三九頁。

- 20) ここで紹介した草案は「日本刑法教師元稿不定按 第一巻」と「校正刑法草案原稿 完」であり、「日本刑法教師元稿不定按 事由の文言に多少の違いがみられるが、それ以外の仮出獄に関する条文の文言は同一である。停止の事由については、「校正刑法草案 一巻」は「ボアソナード草案のもっとも初期から第一稿前までを集めたもの」、「校正刑法草案原稿「完」は「ボアソナード草案の『第 稿』後の改正案」と説明されている。藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(11)二一~二三頁。両草案は仮出獄の停止の 完」の「直チニ仮出獄ノ便益ヲ失ヒ」が「日本刑法教師元稿不定按 第一巻」では「直チニ之ヲ入監セシメ」となっている。西

(2)「校正刑法草案原稿(完」「第十二条(重罪ノ主刑ハ)原ほか編・前掲注(1)九五、二九六頁。

一死刑

二徒刑

三流刑

四懲役

十三条 経罪/これ 禁獄ノ刑

イー三条 軽罪ノ主刑ハ

类金

法学志林 第一二〇巻

罰金」西原ほか編・前掲注(11)(信山社、一九九五年)、二九○頁。

〈22〉 ここで紹介した草案は「日本刑法草案 第二稿」、「日本刑法草案 完」、「日本刑法草案」及び「確定日本刑法草案 草案 完」(確定稿)は「刑法編纂委員会から司法卿に提出された草案」と説明されている。藤田「第三章 の草案を合綴したもの」、「日本刑法草案」は「『第二稿』以後『確定稿』にいたる各編の草案を合綴したもの」、そして「確定日本刑法 である。「日本刑法草案 第二稿」は「明治一○年六月に校正が終わった刑法草案」と説明されている。「日本刑法草案 資料解題」西原ほか編・ 完」は「各編 完」(確定稿

前掲注(11)二四~二七頁、三五三、三九八頁、西原ほか編・前掲注(11)七六二~七六三、八一一頁。

23 24 藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(11)二六~二七頁。 西原ほか編・前掲注(11)八一一頁。

死刑 無期徒刑

25

一第十二条

重罪ノ主刑

四 有期徒刑 無期流刑

Ŧi. 有期流刑

六 重懲役 軽懲役

軽禁獄

重禁獄

第十三条 軽罪ノ主刑

重禁錮

罰金」西原ほか編・前掲注(11)八○七頁。

【表一】の各旧刑法草案における仮出獄の要件等は、西原ほか編・前掲注(11)五九、九五、一三九、二三九、二九六、三五三、 西原ほか編・前掲注(11)八〇七頁。

三九八頁、西原ほか編・前掲注(11)七六二~七六三、八一一頁を参照し作成した。

<u>-</u> 으못

- 28 岩谷・前掲注 (5) 六一頁
- 29 高松宮蔵版『熾仁親王行実 巻上』(高松宮家、一九二九年) 二八九頁。
- り上げられている仮出獄に関連する規定は、先に述べた第一項の無期刑の受刑者に対する仮出獄が規定されていない草案の「一 の日付が記載されておらず、仮出獄に関連する講義が開催された日付については、把握することができない。もっとも、この講義で取 この講義内容は『刑法草案講義筆記』に収められている。岩谷・前掲注(5)六〇~六一頁。この『刑法草案講義筆記』には講義

的要件として『能ク獄則ヲ』守ることと規定する草案」のものと同一である。

- (31) 吉井蒼生夫「はじめに」西原春夫ほか編『日本立法資料全集32刑法[明治13年](3)- I』(信山社、一九九六年)三~四、一五 案の段階でなされた議論であるのかが明確には示されていない。藤田正「第二章 資料解題」同書一四~一五頁。 六~一六○頁。なお、『日本刑法草案会議筆記』は、会議の記録を時間的順序に従って作成されたものではなく、本文編纂の体裁は第 編と第二編以下で異なっており、第一編については、第二編以下のように節ごとのまとまりがなく、『日本刑法草案』に至るどの草
- 藤田正「『刑法草按注解』資料解題」吉井ほか編・前掲注(17)三三~三四頁。
- 33 ボアソナードと鶴田皓との議論については、三田奈穂によって検討がなされている。三田・前掲注(13)一一一~一四六頁。
- 35 34 吉井ほか編・前掲注(17)一九八~一九九頁 栗本貞次郎ほか口訳『刑法草案講義筆記』(活版代謄写以版同盟、一八八三年)一六六頁。
- 36 栗本・前掲注(34)一六六頁。
- 37 西原ほか編・前掲注(31)一五六頁。
- 38 吉井ほか編・前掲注(17)一九八~一九九頁
- 39 栗本・前掲注 (34) 一六七頁。
- 40 西原ほか編・前掲注 (31) 一五八頁。
- 41 吉井ほか編・前掲注 (17) 二〇一頁
- 43 42 西原ほか編・前掲注 西原ほか編・前掲注 (31) 一五六~一五七頁 (31) 一五六頁
- 44 西原ほか編・前掲注 (31) (信山社、一九九六年) 一五七頁。
- 45 (34) 一六七頁。
- 46 西原ほか編・前掲注 (31) 一五七頁。

- (47) 西原ほか編・前掲注(31) 一五七頁。
- 上二十年以下」を指していると思われる。 鶴田のいう「短期」とは「軽罪ノ主刑」の刑期である「十一月以上五年以下」を、「長期」とは「重罪ノ主刑」の刑期である「六年以 「十一月以上五年以下」(第三十一条)と規定されている。西原ほか編・前掲注(11)八○七~八○八頁、前掲注(25)参照。ゆえに、 「六年以上十年以下」(第二十八条、二十九条)と規定されている。また、「軽罪ノ主刑」の刑期については、重禁錮・軽禁錮の刑期が (第二十三、二十六条)と、重懲役・重禁獄の刑期が「十一年以上十五年以下」(第二十八、二十九条)と、軽懲役・軽禁獄の刑期が 「重罪ノ主刑」の刑期については、「確定日本刑法草案 完」(確定稿)によれば、有期徒刑・流刑の刑期が「十六年以上二十年以下」
- (48) 当時のドイツ帝国刑法典における仮に出獄する制度はつぎの通りである。「第二十三条 (4) 三八九頁。 期限ノ四分ノ三或ハ少クモ已ニ一年ニ及ヒ且其期限中居動宜ケレハ犯人ノ承諾ニ因リ仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得可シ」司法省・前掲注 長キ徒刑或ハ禁獄ニ処セラレタル犯人共
- (49) 西原ほか編・前掲注(31)一五六頁。
- (50) 西原ほか編・前掲注(31)一五六頁。
- 51) 西原ほか編・前掲注(31)(信山社、一九九六年)一五七頁。
- 政府ノ監察ニ付ス(以下省略)」司法省・前掲注(4)三九一~三九二頁。 期四分ノ三ヲ経過シ已ニ犯人悔悟改心ノ証ヲ表スルトキハ犯人ノ承知ノ上仮ニ出獄ヲ許スコトヲ得可シ そして、条文はつぎの通りである。「第五十八条 一 三年以上ノ徒場内駆役ノ刑、追放ノ刑、禁獄ノ刑囚ノ刑ニ処セラレタル者其刑 いては入手することができず確認することができなかった。当時のイタリア新刑法における仮出獄の形式的要件は「四分ノ三」である。 「ボアソナードのいうイタリア刑法は草案である」との指摘がなされている。三田・前掲注(13)一三九頁。なお、この草案につ 仮出獄ヲ許サレタル者ハ
- (4) 互原まり扁・竹曷注(1) 一豆二豆。(53) 西原ほか編・前掲注(31)一五七頁。
- (54) 西原ほか編・前掲注(11) 一五七頁。
- 西原ほか編・前掲注 西原ほか編・前掲注 31 (31)一五八頁。「確定日本刑法草案 完」(確定稿)によれば、有期徒刑及び有期流刑の刑期は「十六年以上 一五七頁。

二十年以下」と規定されている(第二十三、二十六条)。西原ほか編・前掲注(11)八〇八頁。

(55) 西原ほか編・前掲注(31)一五九頁。(57) 栗本・前掲注(34)一六八頁。

- 59 西原ほか編・前掲注(31)一五九頁。
- 60 又ハ規則慣習ヲ遵守セス過失ニ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ二十円以上二百円以下ノ罰金ニ処ス」「第四百九条 火ヲ失シテ人ノ家屋財 懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セサルニ因リ火ヲ失シテ人ノ家屋財産ヲ焼燬損害シタル者ハ十一日以上二月以下ノ軽禁錮二円以上二十円以下 者ハ二月以上一年以下ノ軽禁錮十円以上百円以下ノ罰金ニ処シ又ハ其禁錮罰金ノ一ニ処スルコトヲ得」「第四百五十四条 ノ罰金ニ処シ又ハ其禁錮罰金ノ一ニ処スルコトヲ得」西原ほか編・前掲注(11)八三八、八四七頁。旧刑法「第三百十七条 疎虞懈怠 「確定日本刑法草案 完」(確定稿)「第三百五十三条 疎虞[愚]懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セサルノ過失ニ因テ人ヲ死ニ致シタル **踈虞** [疎愚]

産ヲ焼燬シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス」法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑法編)』(法務総合研究所、一九六九

61 西原ほか編・前掲注(31)一五九~一六〇頁

一六六、一六七、一七四頁

- 62 吉井ほか編・前掲注(17)二〇二~二〇三頁
- 栗本・前掲注(34)一六八頁

吉井ほか編・前掲注(17)二〇二頁。

63

- 西原ほか編・前掲注(31)一五七~一五八頁。
- シムル者トス」る付加刑である。法務総合研究所編・前掲注(60)一四二、一七九頁。議論における「付加刑ノ監視」については、 確定日本刑法草案 「監視」とは刑法附則第二十一条によれば「監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ将来ヲ検束スル為メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行状ヲ監視セ 完」(確定稿)によれば、つぎの通りである。

第十五条 付加ノ刑

剥奪公権

停止公権

停止私権

監視(以下省略)」

第四十八条 |有期重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス直チニ各本刑長期ノ半ニ等シキ時間ノ監視ニ付ス」西原ほか編・前

揭注(11)八○七、八一○頁。

石井・前掲注(6)四五七頁。

三田・前掲注 (13) 成蹊法学第八四号(二〇一六年)一三〇頁

- 行スルコトを許サス若シ已ムコト得サル事故アル時ハ其事由ヲ警察署に具申シ許可ヲ受ク可シ」と規定している。法務総合研究所編・ 吉井ほか編・前掲注(17)二〇〇~二〇一頁。刑法附則第二十七条に規定された「監視」の条件によれば「四 擅ニ他ノ地方ニ旅
- 、70)「流刑」と「幽閉」については、「確定日本刑法草案(完」(確定稿)につぎの通り規定されている。 前掲注(60)一八○頁。

第二十五条 流刑ハ無期有期ヲ分タス政府ヨリ定メタル島地ノ獄内ニ幽閉シ定役ニ服セス但獄則ニ従ヒ各自所好ノ業ニ就クコトヲ許

「第二十七条 無期流刑ノ囚五年ヲ経過スレハ幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限リ居住セシムコトヲ得

有期流刑ノ囚三年ヲ経過スル者亦同シ」西原ほか編・前掲注(11)八〇八頁。

- (71) 西原ほか編・前掲注(31)一五八頁 西原ほか編・前掲注(31)一五八~一五九頁。徒刑は島地に発遣し、無期・有期ともに定役に服させるものであり、 婦女は島地に
- 犯のみに適用され、島地の獄に幽閉し、定役に服」させないものである。 は発遣せず、内地の懲役場で定役に服させるものである。これに対して、「流刑は無期・有期(十二年以上十五年以下)ともに、 石井・前掲注(6)四五六~四五七頁。 刑法審査
- (73) 浅古・伊藤ほか編・前掲注(4)二九二~二九三頁〔浅古弘〕、川口・前掲注(4)二〇二~二〇三頁、藤田「第一章 修正案の成立」西原ほか編・前掲注(9)五~六頁。
- 74 小早川・前掲注(6)一〇〇五頁、石井・前掲注(6)四五三~四五四頁。

西原ほか編・前掲注(10)二九七、三七四~三七五頁。

75

- ~二七七頁 内閣官報局編『法令全書 明治十三年』(内閣官報局、一八八七年)一〇一~一六三頁、法務総合研究所編・前掲注 60 二三九
- 掲注(6)四五四~四五五頁。 内閣官報局編『法令全書 明治十四年』(内閣官報局、一八八七年)四六~五五頁、小早川・前掲注(6)一〇〇五頁、石井・前
- 78 西原ほか編・前掲注(9)二三五、二七二頁

西原ほか編・前掲注(9)三〇八、三四六頁、西原ほか編・前掲注

(10) 二四四頁。

79

- 80 藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(9)二五~二六頁
- 西原ほか編・前掲注(9)一〇四頁。
- 西原ほか編・前掲注(9)四七頁。

- 83 「刑法草案審査局一回刑法草案稿本」における「流刑」とはつぎの通り規定されている。「第二十条 流刑ハ無期有期分タス島地ニ
- 幽閉シ定役ニ服セス」西原ほか編・前掲注(9)九七頁。

84

西原ほか編・前掲注(9)九五頁。

- 85 この「仍ホ島地ニ居住セシム」については、「集治監」が影響していると考えられる。明治維新後、士族争乱が続いて国事犯の収 西原ほか編・前掲注(9)九五頁。
- のではないかと思われる。平松義郎「近代的自由刑の展開―日本における―」大塚仁=平松義郎編『行刑の現代的視点』(有斐閣、 る。このような明治政府の政策上の目的を果たすため、仮出獄の規定においては「徒刑ノ囚」が「仍ホ島地ニ居住」させることとした

容施設を必要とした。これを受けて、明治政府は、北海道の開発を囚人に行わせるという囚人による労働力利用に焦点を当てたのであ

- 年に制定された監獄則につぎの通り規定されている。「第一条 監獄ヲ左ノ六種ト為ス(省略・・・) 九八一年)一〇~一一頁、重松一義『日本獄製史の研究』(吉川弘文館、二〇〇五年)三五二~三五三頁。なお、「集治監」は明治一四
- 北海道ニ在ル徒刑流刑ニ処セラレタル者ヲ集治スル」法務総合研究所編『刑事関係旧法令集(刑事訴訟法・矯正保護法編》』(法務総合 集治監 徒刑流刑及び禁獄ノ刑ニ処セラレタル者ヲ集治スル所トス
- (8) 「刑法草案審査局一回刑法草案稿本」「第十七条 研究所、一九六八年)二四四~二四五頁。 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ発遣シ定役ニ服ス徒刑ノ婦女ハ内地ノ懲役場ニ於
- テ婦女相当ノ定役ニ服ス」西原ほか編・前掲注(9)九六頁。 西原ほか編・前掲注(9)一〇〇~一〇一頁。
- 91 90 西原ほか編・前掲注(9)二七二頁。

西原ほか編・前掲注(9)二三五、二七二頁。

藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(9)二六頁

- 西原ほか編・前掲注(9)二六九頁 「刑法草案審査局三回草案」「第二十一条 西原ほか編・前掲注(9)二七二頁。 無期流刑ノ囚五年ヲ経過スレハ幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限リ居住セシムルコトヲ得_
- 内」に変更された。西原ほか編・前掲注(9)三〇八、三四六頁。 徒刑ノ囚ハ」に、第五十五条「仮出獄ヲ許サレタル時ハ」から「仮出獄ヲ許サレタル者ハ」に、第五十七条「刑期間」から「刑期限 「刑法草案審査局五回刑法審査修正案」において修正された点は、第五十三条第二項の「無期徒刑ニ処セラレタル者」から「無期

第一二〇巻

95 藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(9)二七頁。

96 西原ほか編・前掲注(10)二四四頁。「刑法審査修正案」第二十一条は、前掲注(92)と共通している。

有期流刑、重懲役、軽懲役、重禁獄及び軽禁獄と規定し

主刑を死刑、無期徒刑、有期徒刑、

無期徒刑、

「刑法審査修正案」では、

ており、徒刑は重い刑罰である。「刑法審査修正案」「第七条 左二記載シタル者ヲ以テ重罪ノ主刑ト為ス

二無期徒刑

三有期徒刑

四無期徒刑

五有期流刑

六重懲役

七軽懲役

九軽禁獄」「第十七条 徒刑ハ無期有期分タス島地ニ発遣シ定役ニ服ス

フ重懲役ハ九年以上十一年以下軽懲役ハ六年以上八年以下ト為ス」西原ほか編・前掲注(10)二四一~二四二頁。 有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト為ス」、「第二十二条 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ満ル者ハ第十九条ノ例ニ従

〔98〕【表二】の各旧刑法草案における仮出獄の要件・効果等は、西原ほか編・前掲注(9)四七、一○四、二七二頁、西原ほか編・前

掲注(10)二四四頁を参照して作成した。

藤田正「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(11)一七頁。

100 藤田「第一章 刑法審査修正案の成立」西原ほか編・前掲注(9)五~一八頁。

101 スにて閲覧 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・著者出版年不詳「刑法審査修正案註解 第一編」。早稲田大学古典籍総合データベー

102 藤田「第三章 資料解題」西原ほか編・前掲注(9)二七頁。

103 がそのまま明治十三年七月十七日公布され、旧刑法となっ」ているという。 松田によれば、『刑法審査修正案註解 西原ほか編・前掲注(10)二九七、三七四~三七五頁。 第一編』は、「『刑法審査修正第三稿』を母体とする注釈書であ」るとともに、「この修正案 松田がいう『刑法審査修正第三稿』とは、早稲田大学図書

早稲田大学古典籍総合データベースにて閲覧。 学図書館紀要第二号(一九六〇年)八五頁、早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・著者出版年不詳 刑法審査修正案及び刑法審査修正案のものと同一である。ゆえに、仮出獄の規定の第五十五条の「治産ノ禁」の免除を除けば、 纂関係資料目録並解題 ▽鶴田皓旧蔵旧刑法・治罪法編纂関係原資料 ▽法典調査会議事速記録・其他法典編纂関係複製資料」早稲田大 審査修正案註解 第一編』は、松田のいう『刑法審査修正第三稿』を母体としている注釈書であるといえる。松田信夫「館蔵 法典編 審査修正 館所蔵鶴田晧旧蔵旧刑法・治罪法編纂関係原資料であり、四編四二六条からなる『刑法審査修正 『刑法審査修正案註解 第二稿』 の仮出獄の規定は、 第一編』は、 第五十五条が「自ラ治産ノ禁」となっており、 第五十五条が『行政ノ処分ヲ以テ治産ノ禁の幾分ヲ」となっており、 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 刑法草案審査局三回刑法草案と同一である。 第二稿』のことである。 「刑法審査修正 刑法草案審査局五回

105 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・著者出版年不詳 「刑法註解 第一編」。早稲田大学古典籍総合データベースにて閲覧。 101

107 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101 前掲注 105

106

松田・前掲注

(10) 八五~八六頁。

- 108 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収 ・前掲注 101 前揭注 105
- 110 109 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収 ・前掲注 101 101 前掲注 前掲注 105 105
- 112 111 栗本・前掲注 34 一六六頁、 吉井ほか編・前掲注 17 一九八~ 105 一九九頁、 西原ほか編・前掲注 (31) 一五六頁。

・前掲注

101

前掲注

113 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収 ・前掲注 101 前掲注 105

早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収

- 114 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収 ・前掲注 105
- 115 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101
- 116 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101

117

|田・前掲注

(13) 一二六頁

- 118 ヲ得タル者」は「五年間」(第三十九条) 旧刑法では、「重罪ノ刑」に処せされた者は「各本刑ノ短期三分ノ一ニ等シキ時間_ 監視に付すと規定している。 法務総合研究所・前掲注 (第三十七条)、 60 四四頁 一死刑及ヒ無期 ノ刑ノ期満免除
- 119 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101 前掲注 105
- 太田・前掲注 (2) 一八~一九頁。

第一二〇巻 四四

- (⑿) 小川・前掲注(1)六五七~六五八頁、小川・前掲注(1)二六頁。
- 122 日本史籍協会編『司法省日誌十一 明治七年十一月』(東京大学出版、一九八四年)一〇五~一〇六頁
- (23) 栗本・前掲注(34) 一六六頁。
- (四) 司法省・前掲注(4)三八九頁以下、西原ほか編・前掲注(31)一五八頁以下。
- 125 栗本・前掲注(34)一六六頁、吉井ほか編・前掲注(17)一九八~一九九頁、西原ほか編・前掲注(31)一五六頁。
- 西田ほか編・前掲注(1)二二八頁[金光旭]、大塚仁ほか編・前掲注(12)七一三頁[林眞琴]。

早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注(⑪)、前掲注(⑮)。

126

- 小川・前掲注(1)六五七~六五八頁、朝倉京一「欧米の仮釈放制度の現状」法律のひろば第三七巻第一二号(一九八四年)三七
- (23) 太田・前掲注(2) 一八~一九頁。
- (3) 司法省・前掲注(4)三八九頁。
- (囧) 原文は以下の通りである。
- " 8 23 Die zu einer längeren Zuchthaus- oder Gefängnißstrafe Verurtheilten können, wenn sie drei Viertheile, mindestens aber läufig entlassen warden." Hans Rüdorff, Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich mit Kommentar, 1881, S.137 Ein Jahr der ihnen auferlegten Strafe verbüßt, sich auch während dieser Zeit gut geführt haben, mit ihrer Zustimmung vor-
- 郎訳『日本刑法草案直訳』(出版社不明、出版年不明)四八~五○頁、中村義孝訳「日本帝国刑法典草案(Ⅰ)」立命館法學第三二九号 (二〇一〇年) 二八一~二八二頁 西原ほか編・前掲注(11)四四五頁。Anonyme, Projet de Code Pénal pour l'Empire du Japon, 1879, p.18. 同書の邦訳は磯部四
- (部) 原文は以下の通りである。
- cision administrative prise conformément au règlement général des peines ine et ont donné, par leur bonne conduite, des preuves d'amendement, peuvent être préparatoirement mis en liberté, par une dé « 65. Les condamnés, pour crime ou délit, à une peine temporaire privative de la liberté, qui ont subi les trois quarts de leur pe-
- règlement. » Anonyme, supra note 131, 1879, p.18. 西原ほか編・前掲注(11)四四五頁。 Ils sont, jusqu'à l'expiration de la durée de leur peine, soumis à une surveillance particulière de la police déterminée par le même
- 13) 磯部訳・前掲注(122)四八頁。

- 135 栗本・前掲注 (34) 一六六頁、西原ほか編・前掲注 (31) 一五六頁。
- 136 吉井ほか編・前掲注 (17) 一九八~一九九頁。
- 137 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101 105
- 138 西原ほか編・前掲注 (10)二四四頁、早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 (⑪)、前掲注
- 139 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注 101 前掲注 105

101

前掲注

- 140 早稲田大学図書館所蔵鶴田晧旧蔵文書所収・前掲注
- 141 拙稿・前掲注 (3) 一一〇~一一三頁。
- 142 拙稿・前掲注 (3) 一一三頁以下。
- 143 拙稿・前掲注 3 一一六~一一九頁。
- 144 拙稿・前掲注 3 一〇七~一〇八頁。
- 146 145 拙稿・前掲注(3)一一五頁以下。 一一五~一一六頁。

拙稿・前掲注

3

- 147 関する事務の運用について」。 平成二〇年五月九日保観三二五号矯正局長=保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に
- 「更生保護法の施行について」罪と罰第四五巻三号(二〇〇八年)二六~二七頁。 平尾博志「更生保護法の施行に伴う下位法令等の整備について」更生保護第五九巻五号(二〇〇八年)三八~三九頁、鎌田隆志
- |水野周「行刑施設における仮釈放―現状と問題点」法律のひろば第三七巻第一二号(一九八四年)二四頁。
- 野坂明宏「高齢犯罪者の動向と処遇」更生保護第六六巻六号(二〇一五年)一一頁等。 者の実態と意識に関する研究―高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析」『法務総合研究所研究部報告』(二〇〇七年)六六~六七頁 における福祉関係機関の援助をめぐって」犯罪と非行第一五○号(二○○六年)三八頁、法務総合研究所 太田達也「高齢者犯罪の動向と刑事政策的対応」罪と罰第四三巻三号(二〇〇六年)二〇~二一頁、高村賀永子「高齢受刑者保護 「研究部報告三七
- 拙稿・前掲注(3)一一六~一一九頁。
- 平成二〇年五月九日保観三二五号矯正局長=保護局長依命通達・前掲注(垳)、平尾・前掲注(垳)三八~三九頁、